

訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
前見返		(添付別紙 1 参照)	(添付別紙 2 参照)
13	右地図	(添付別紙 3 参照)	(添付別紙 3 参照)
16	左	(添付別紙 3 参照)	(添付別紙 3 参照)
18	中央地図	(添付別紙 4 参照)	(添付別紙 4 参照)
19	左上	(添付別紙 3 参照)	(添付別紙 3 参照)
63	右図	(添付別紙 5 参照)	(添付別紙 5 参照)
66	注②	(添付別紙 5 参照)	(添付別紙 5 参照)
72-73		(添付別紙 6, 7, 42 参照)	(添付別紙 8, 9, 43 参照)
77	7-8	(添付別紙 5 参照)	(添付別紙 5 参照)
77	右グラフ	(添付別紙 10 参照)	(添付別紙 10 参照)
77	下グラフ	(添付別紙 11 参照)	(添付別紙 11 参照)
79	コラム 左段 7-10	(添付別紙 10 参照)	(添付別紙 10 参照)
79	右下地図	(添付別紙 10 参照)	(添付別紙 10 参照)
80	左上図	(添付別紙 12 参照)	(添付別紙 12 参照)
80	下図	(添付別紙 13 参照)	(添付別紙 13 参照)
84	17-18	(添付別紙 12 参照)	(添付別紙 12 参照)
84	下図	(添付別紙 14 参照)	(添付別紙 14 参照)
84	下図	(添付別紙 14 参照)	(添付別紙 14 参照)

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
19	85	下グラフ	(添付別紙 12 参照)	(添付別紙 12 参照)
20	90	左上グラフ	(添付別紙 15 参照)	(添付別紙 15 参照)
21	91		(添付別紙 16 参照)	(添付別紙 17 参照)
22	92	左下表	(添付別紙 15 参照)	(添付別紙 15 参照)
23	93	右上グラフ	(添付別紙 18 参照)	(添付別紙 18 参照)
24	93	注④	(添付別紙 18 参照)	(添付別紙 18 参照)
25	93	右下グラフ	(添付別紙 18 参照)	(添付別紙 18 参照)
26	94	右下図	(添付別紙 19 参照)	(添付別紙 19 参照)
27	105	右上図	(添付別紙 19 参照)	(添付別紙 19 参照)
28	105	右下	(添付別紙 20 参照)	(添付別紙 20 参照)
29	107	15-17	(添付別紙 20 参照)	(添付別紙 20 参照)
30	121	下グラフ	(添付別紙 21 参照)	(添付別紙 21 参照)
31	124-125	20-1	(添付別紙 21 参照)	(添付別紙 21 参照)
32	125	下グラフ	(添付別紙 22 参照)	(添付別紙 22 参照)
33	125	注⑩	(添付別紙 22 参照)	(添付別紙 22 参照)

訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
126	下グラフ	(添付別紙 22 参照)	(添付別紙 22 参照)
127	注⑦	(添付別紙 23 参照)	(添付別紙 23 参照)
128	左	(添付別紙 24 参照)	(添付別紙 24 参照)
128	注⑩	(添付別紙 24 参照)	(添付別紙 24 参照)
128	14-16	(添付別紙 23 参照)	(添付別紙 23 参照)
128	左下グラフ	(添付別紙 23 参照)	(添付別紙 23 参照)
128	右下グラフ	(添付別紙 23 参照)	(添付別紙 23 参照)
129	右段 4-7	(添付別紙 25 参照)	(添付別紙 25 参照)
129	右上図	(添付別紙 25 参照)	(添付別紙 25 参照)
130	下グラフ	(添付別紙 26 参照)	(添付別紙 26 参照)
134	左下グラフ	(添付別紙 25 参照)	(添付別紙 25 参照)
135	下グラフ	(添付別紙 27 参照)	(添付別紙 27 参照)
136	18	(添付別紙 26 参照)	(添付別紙 26 参照)
136	左下グラフ	(添付別紙 27 参照)	(添付別紙 27 参照)
136	右下グラフ	(添付別紙 28 参照)	(添付別紙 28 参照)
143	下図	(添付別紙 28 参照)	(添付別紙 28 参照)

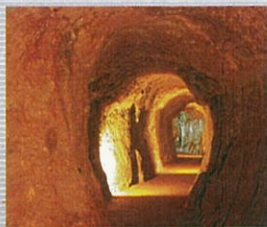
訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
145	注⑥	(添付別紙 29 参照)	(添付別紙 29 参照)
145	注⑥	(添付別紙 29 参照)	(添付別紙 29 参照)
145	10-14	(添付別紙 29 参照)	(添付別紙 29 参照)
146	左下表	(添付別紙 29 参照)	(添付別紙 29 参照)
153	左段 8-10	(添付別紙 29 参照)	(添付別紙 29 参照)
157	下図	(添付別紙 30 参照)	(添付別紙 30 参照)
158	下年表	(添付別紙 31 参照)	(添付別紙 31 参照)
161	右グラフ	(添付別紙 32 参照)	(添付別紙 32 参照)
163	下年表	(添付別紙 33 参照)	(添付別紙 33 参照)
165	下地図	(添付別紙 32 参照)	(添付別紙 32 参照)
169	下図	(添付別紙 34 参照)	(添付別紙 34 参照)
171	左表	(添付別紙 34 参照)	(添付別紙 34 参照)
171	右表	(添付別紙 35 参照)	(添付別紙 35 参照)
171	右下グラフ	(添付別紙 35 参照)	(添付別紙 35 参照)
173	下グラフ	(添付別紙 36 参照)	(添付別紙 36 参照)
175	10-13	(添付別紙 35 参照)	(添付別紙 35 参照)
175	17-18	(添付別紙 35 参照)	(添付別紙 35 参照)

訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
175	22-24	(添付別紙 35 参照)	(添付別紙 35 参照)
175	左下グラフ	(添付別紙 37 参照)	(添付別紙 37 参照)
176	注②	(添付別紙 37 参照)	(添付別紙 37 参照)
177	下	(添付別紙 38 参照)	(添付別紙 38 参照)
177	右下グラフ	(添付別紙 38 参照)	(添付別紙 38 参照)
179	7-9	(添付別紙 37 参照)	(添付別紙 37 参照)
179	注⑥	(添付別紙 37 参照)	(添付別紙 37 参照)
182	左グラフ	(添付別紙 39 参照)	(添付別紙 39 参照)
182	注⑤	(添付別紙 39 参照)	(添付別紙 39 参照)
182	下グラフ	(添付別紙 39 参照)	(添付別紙 39 参照)
187	右地図	(添付別紙 40 参照)	(添付別紙 40 参照)
192	右段 2-5	(添付別紙 39 参照)	(添付別紙 39 参照)
194	左下グラフ	(添付別紙 40 参照)	(添付別紙 40 参照)
198	右段 17-19	(添付別紙 40 参照)	(添付別紙 40 参照)
199	左段 17-24	(添付別紙 41 参照)	(添付別紙 41 参照)
220	1 段目 3	(添付別紙 40 参照)	(添付別紙 40 参照)

# 日本の「世界遺産」

1972年にユネスコ総会で採択された世界遺産条約にもとづいて、2018年現在、文化遺産845件、自然遺産209件、自然と文化の複合遺産38件が登録されている(うち日本にある世界遺産は、文化遺産18件、自然遺産4件)。

- ▲ 文化遺産
- ● は明治日本の産業革命遺産  
製鉄・製鋼、造船、石炭産業
- ▲ は長崎と大蔵地方の潜伏キリシタン関連遺産
- 自然遺産
- (○ 県庁所在地)



石見銀山遺跡とその文化的景観



平泉—仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群—



富岡製糸場と絹産業遺産群  
国立西洋美術館本館(ル・コルビュジエの建築作品—近代建築運動への顕著な貢献の7か国にまたがる構成資産の一つ)



富士山—信仰の対象と芸術の源泉



原爆ドーム

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群

厳島神社

長崎と大蔵地方の潜伏キリシタン関連遺産

琉球王国のグスク及び関連遺産群

小笠原諸島

紀伊山地の霊場と参詣道

小笠原諸島

小笠原諸島

小笠原諸島

小笠原諸島

小笠原諸島

小笠原諸島

小笠原諸島

小笠原諸島

小笠原諸島

小笠原諸島

小笠原諸島



白川郷・五箇山の合掌造り集落

古都京都の文化財(京都市、宇治市、大津市)

姫路城

古都奈良の文化財

法隆寺地域の仏教建造物

八幡製鉄所(明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業)

八幡製鉄所(明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業)

八幡製鉄所(明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業)

八幡製鉄所(明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業)

八幡製鉄所(明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業)

八幡製鉄所(明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業)

八幡製鉄所(明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業)

八幡製鉄所(明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業)

八幡製鉄所(明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業)

0 100km

0 200km

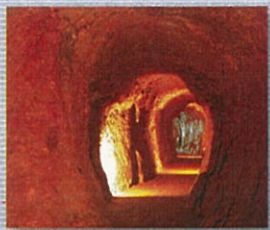
# 日本の「世界遺産」

1972年にユネスコ総会で採択された世界遺産条約にもとづいて、2019年現在、文化遺産869件、自然遺産213件、自然と文化の複合遺産39件が登録されている(うち日本にある世界遺産は、文化遺産19件、自然遺産4件)。

- ● ● 文化遺産
  - \* ● は明治日本の産業革命遺産  
製鉄・製鋼、造船、石炭産業
  - \* ● は長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産
- ● ● 自然遺産  
(○ 県庁所在地)



平泉—仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群—



石見銀山遺跡とその文化的景観



原爆ドーム

「神慮る島」  
宗像・沖ノ島と  
関連遺産群

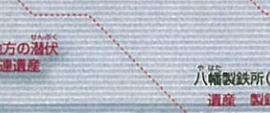


琉球王国の  
グスク及び  
関連遺産群

白川郷・五箇山の  
合掌造り集落



百舌鳥・古市古墳群—  
古代日本の墳墓群—



古都京都の文化財  
(京都市、宇治市、大津市)



富士山—信仰の対象と  
芸術の源泉



日光の  
社寺



富岡製糸場と絹産業遺産群

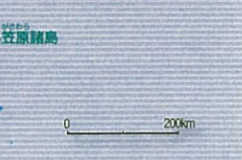
国立西洋美術館本館(ル・コルビュジエの  
建築作品—近代建築運動への顕著な貢献—  
の7か国にまたがる構成資産の一つ)



八幡製鉄所(明治日本の産業革命  
遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業)



紀伊山地の  
霊場と参詣道



小笠原諸島

0 100km

0 200km

番号	原文
2	 <p>ラムサール条約登録湿地 おもなナショナルトラスト</p> <p><b>ラムサール条約</b> ラムサール条約(1971年)は、水鳥などの生息地として国際的に重要な湿地を指定し、湿地の保全を促進するための条約。2018年9月現在締約国数170か国、登録湿地2326か所。日本では50か所が登録されている。</p> <p>狭山丘陵(埼玉県) 東京都と埼玉県にまたがり、「トトロの森」として親しまれている。</p>

番号	訂正文
2	 <p>ラムサール条約登録湿地 おもなナショナルトラスト</p> <p><b>ラムサール条約</b> ラムサール条約(1971年)は、水鳥などの生息地として国際的に重要な湿地を指定し、湿地の保全を促進するための条約。2019年9月現在締約国数170か国、登録湿地2354か所。日本では52か所が登録されている。</p> <p>狭山丘陵(埼玉県) 東京都と埼玉県にまたがり、「トトロの森」として親しまれている。</p>

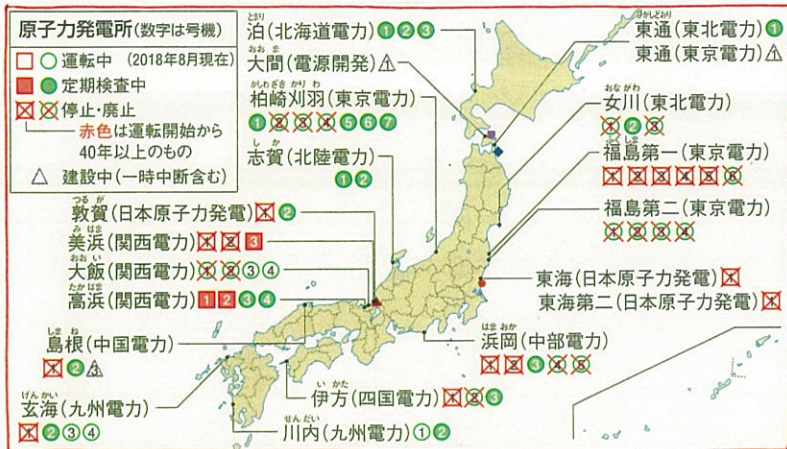
3	<p>被害がおよんでいる。福島県の県内外への避難者は約4.4万人にも達する(2018年8月現在)。</p>
---	---

3	<p>被害がおよんでいる。福島県の県内外への避難者は約4.2万人にも達する(2019年8月現在)。</p>
---	---

5	 <p>風力発電(青森県六ヶ所村) 77基の風車による発電出力は日本最大であり、世界初の大容量蓄電池を併設した発電所もある。</p>
---	---

5	 <p>風力発電(青森県六ヶ所村) 92基の風車による発電出力は日本最大級で、世界初の大容量蓄電池を併設した発電所もある。</p>
---	--





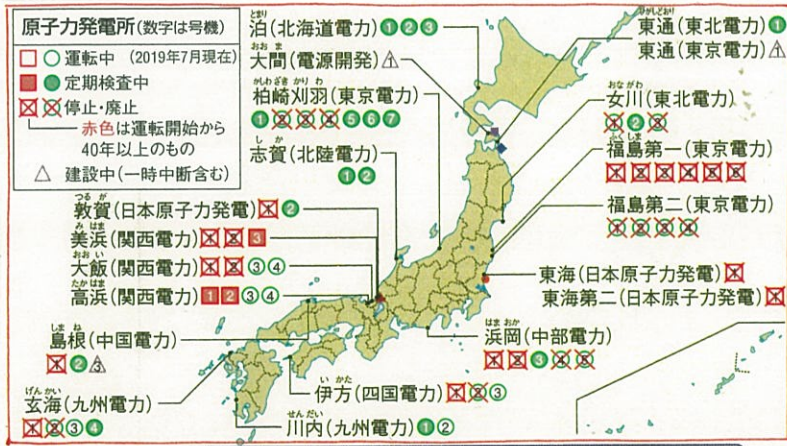
**その他のおもな原子力関連施設**

- 青森県むつ市  
使用済み核燃料中間貯蔵施設
- ◆ 青森県六ヶ所村  
核燃料サイクル関連施設  
・高レベル放射性廃棄物貯蔵管理施設  
・使用済み核燃料再処理施設  
・MOX燃料加工施設 など
- 茨城県東海村  
核燃料サイクル関連施設  
・使用済み核燃料再処理施設  
・MOX燃料加工施設 など
- ▲ 福井県敦賀市  
高速増殖炉「もんじゅ」(2047年廃炉予定)

日本の原子力発電所とおもな原子力関連施設 原子力発電所の運転期間は原則として40年と定められている。原子力規制委員会の認可によって例外的にさらに20年まで延長できるが、老朽化が懸念されている。



4



**その他のおもな原子力関連施設**

- 青森県むつ市  
使用済み核燃料中間貯蔵施設
- ◆ 青森県六ヶ所村  
核燃料サイクル関連施設  
・高レベル放射性廃棄物貯蔵管理施設  
・使用済み核燃料再処理施設  
・MOX燃料加工施設 など
- 茨城県東海村  
核燃料サイクル関連施設  
・使用済み核燃料再処理施設  
・MOX燃料加工施設 など
- ▲ 福井県敦賀市  
高速増殖炉「もんじゅ」(2047年廃炉予定)

日本の原子力発電所とおもな原子力関連施設 原子力発電所の運転期間は原則として40年と定められている。原子力規制委員会の認可によって例外的にさらに20年まで延長できるが、老朽化が懸念されている。



6

原文

中国は、社会主義政治体制のもとで権力集中制を採用している。共産党の役割がきわめて大きく、党は全国人民の指導的中核とされている。全国人民代表大会は最高国家権力機関で、立法、憲法改正、予算の承認などの権限をもつ。

③中国の政治のしくみ

訂正文

中国は、社会主義政治体制のもとで権力集中制を採用している。共産党の役割がきわめて大きく、党は全国人民の指導的中核とされている。全国人民代表大会は最高国家権力機関で、立法、憲法改正、予算の承認などの権限をもつ。

③中国の政治のしくみ

7

②アイヌ民族に対しては、「北海道旧土人保護法」などの差別的な法律が残されていたが、1997年に廃止され、同年、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法）が制定された。2007年には国連総会で「先住民族の権利に関する国連宣言」が採択された。日本でも2008年、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が国会で採択され、これを受けて、アイヌ政策推進会議が設置された。

②1997年に、差別的な「北海道旧土人保護法」を廃止して「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法）が制定された。さらにこれに代わって、2019年に、アイヌ民族を先住民族として法的に位置づける「アイヌの誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（アイヌ民族支援法）が制定され、観光や産業を支援する交付金制度などが盛り込まれた。

9

この間、自衛隊は着実に増強され、日本の防衛費は世界有数の額に達している<sup>①</sup>。

この間、自衛隊は着実に増強され、日本の防衛費は世界有数の額に達している<sup>①</sup>。近年では、アメリカからの武器購入額が増大している。

## 4 新しい人権と人権保障の広がり

新しい人権が生まれた社会的背景を考えてみよう。



①環境保全のための建築制限 周囲の日照を確保するために建物の高さなどが法律で制限されており、上の階が狭くなっている。

### 判例 瀬川の浦景観訴訟

瀬戸内海の景勝地、瀬川の埋め立て、架橋建設などの計画に対して、住民が工事差し止めを求めて訴訟を起こした。広島地裁は景観保全を認め、原告が勝訴した(2009年)。広島県は控訴したが、2012年に県知事が工事の中止を決定した。その後、2016年に県が正式に計画を断念したことで住民が訴えを取り下げ、裁判は終了した。

①人の生命、身体、精神、名誉および生活などに関する権利。

②個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律などからなる。

社会権の成立経緯にみられるように、人権は歴史のなかで発展する。現代においても、いくつかの新しい人権がとねえられるようになった。

■環境権■ きれいな水や空気、じゅうぶんな日照、美しい景観など、よい環境のなかで暮らすことは人間にとって不可欠であり、これを一種の人権ととらえるのが環境権である。日本では、急速な産業化・都市化のなかで、生産性や開発が優先され、環境への配慮が足りなかったため、公害問題などが生じ、乱開発によって、自然環境や都市の景観が破壊された。これに対して、健康と生活を守るために、生存権や幸福追求権などを根拠に、環境権が主張されるようになった。

■プライバシーの権利■ プライバシーとは、他人にむやみに知られたくない個人的な情報をさし、これが保護されないと安心して暮らせない。今日では、通信技術などの発達で、個人情報の取得は技術的にきわめて容易になっており、政府やマスメディア、企業などがわたしたちの個人情報をみだりに公開したり、勝手に利用したりしないよう、プライバシー権を確立する必要がある。プライバシー権は、プライバシーの侵害を禁止し、自分についての情報は原則として本人が管理するという内容をもっており、幸福追求権と人格権が、この権利の根拠とされる。2003年に個人情報保護関連5法が制定され、本人への情報

### 判例 環境権に関する裁判

環境権に関する裁判としては、騒音に対して周辺住民が損害賠償と夜間飛行の差し止めを求めた大阪空港公害訴訟、厚木基地公害訴訟、横田基地公害訴訟や名古屋新幹線(騒音)訴訟などがある。これらの裁判は人格権ないし環境権を根拠に争われたが、個人の権利としての環境権は認められなかった(大阪空港公害訴訟の第二審は人格権を認めた)。

なお、大気汚染については尼崎公害訴訟や名古屋南部公害訴訟において、国に対して損害賠償だけでなく、有害物質の排出差し止めを命じた判決も出されている。



②生活環境を破壊する航空機の騒音

開示や第三者への提供制限などが定められた。一方、住民票に番号をつけ一元的に管理する住民基本台帳ネットワークに加えて、2016年には国民の所得や納税、社会保障などに関する手続きを一元化するマイナンバー制度が発足した。個人情報が集中管理されることで、基本的人権が侵されないよう注意する必要がある。

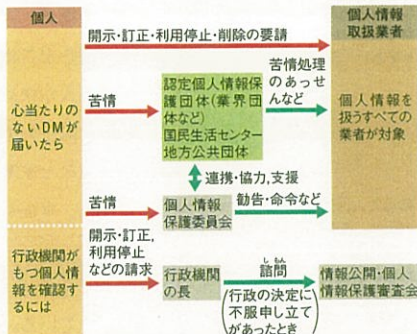
■知る権利■ 政治についての情報は国民が参政権を有効に活用するために欠かせない。政治家の政治資金などが適切なのか、行政が適

切かつ公正に職務を行っているか、などについて知ることは、民主政治にとってきわめて重要である。こうした情報を求める権利が知る権利であり、その根拠は参政権や表現の自由に求められる。今日、国および地方公共団体における情報公開制度が整いつつある。その一方で、外交、防衛、テロなどにかかわる国家機密を特定秘密に指定する特定秘密保護法が制定され、報道の自由や知る権利を制約しないか懸念されている。一般の人々（私人）のプライバシーは極力保護されなければならないが、政治家など責任ある立場の人々（公人）については、知る権利との関係で、プライバシーの範囲は制約されると考えられている。

■アクセス権■ 知る権利に関連して、人々がマスメディアなどの情報源にアクセス（接近）して、広く意見を表明できるように保障するアクセス権や、報道によってそなわれた利益の回復を要求する反論権なども主張されている。

判例 プライバシーをめぐる裁判

「宴のあと」事件 (1961年提訴)	原告は三島由紀夫によるモデル小説「宴のあと」によってプライバシーが侵害されたとして、謝罪広告と損害賠償を求めて提訴した。第一審はプライバシーの権利を「私生活をみだりに公開されない権利」と定義してはじめて法的権利として認定し、その侵害を認めて原告勝訴の判決を下した(1964年)。第二審の間に和解(→p.104)が成立した。
「石に泳ぐ魚」事件 (1994年提訴)	原告は柳美里によるモデル小説「石に泳ぐ魚」によってプライバシーが侵害されたとして、単行本の出版差し止めや損害賠償などを求めて提訴した。文学における表現の自由とプライバシーの権利が争点となった裁判として、出版差し止めが認められるかどうか注目された。第一、二審に続いて最高裁でも原告が勝訴した(2002年)。最高裁は人格権にもとづき、出版差し止めと損害賠償の支払いを命じている。

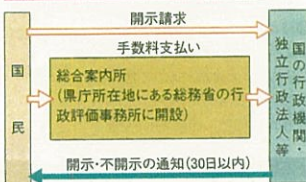


③ 個人情報保護法にもとづく個人情報の扱い方

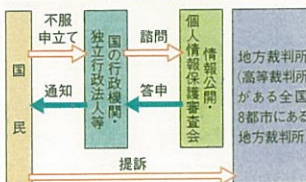
① 1999年に行政文書の開示を対象とした情報公開法が制定(2001年施行)された。また、これに先がけてすべての都道府県や多くの市区町村で情報公開条例が制定されている。

② 防衛や外交などにかかわる「特定秘密」を漏洩した公務員などに重罰を科すもので、何が「特定秘密」になるかは行政機関の長が判断する。秘密の有効期間が60年と長いことや、公務員らに対する適性評価などが問題点として指摘されている。

情報公開の請求の流れ



不服申立ての流れ



④ 情報公開法にもとづく情報開示請求の流れ

## 4 新しい人権と人権保障の広がり

新しい人権が生まれた社会的背景を考えてみよう。



**① 環境保全のための建築制限** 周囲の日照を確保するために建物の高さなどが法律で制限されており、上の階が狭くなっている。

### 判例 箱の浦景観訴訟

瀬戸内海の景勝地、箱の浦の埋め立て、架橋建設などの計画に対して、住民が工事差し止めを求めて訴訟を起こした。広島地裁は景観保全を認め、原告が勝訴した(2009年)。広島県は控訴したが、2012年に県知事が工事の中止を決定した。その後、2016年に県が正式に計画を断念したことで住民が訴えを取り下げ、裁判は終了した。

①環境権に関連して、日照権、眺望権、景観権、静穏権、雑音権などが主張されている。2020年には、受動喫煙対策を強化する改正健康増進法が全面施行される。  
②人の生命、身体、精神、名誉および生活などに関する権利。  
③個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律などからなる。

### 新しい人権の登場

社会権の成立経緯にみられるように、人権は歴史のなかで発展する。現代においても、いくつかの新しい人権がとねえられるようになった。

■**環境権**■ きれいな水や空気、じゅうぶんな日照、美しい景観など、よい環境のなかで暮らすことは人間にとって不可欠であり、これを一種の人権ととらえるのが**環境権**である。日本では、急速な産業化・都市化のなかで、生産性や開発が優先され、環境への配慮が足りなかったため、公害問題などが生じ、乱開発によって、自然環境や都市の景観が破壊された。これに対して、健康と生活を守るために、生存権や幸福追求権などを根拠に、環境権が主張されるようになった。

■**プライバシーの権利**■ プライバシーとは、他人にむやみに知られたくない個人的な情報をさし、これが保護されないと安心して暮らせない。今日では、通信技術などの発達で、個人情報の取得は技術的にきわめて容易になっており、政府やマスメディア、企業などがわたしたちの個人情報をみだりに公開したり、勝手に利用したりしないよう、**プライバシー権**を確立する必要がある。プライバシー権は、プライバシーの侵害を禁止し、自分についての情報は原則として本人が管理するという内容をもっており、幸福追求権と**人格権**が、この権利の根拠とされる。2003年に**個人情報保護関連5法**が制定され、本人への情報

### 判例 環境権に関する裁判

環境権に関する裁判としては、騒音に対して周辺住民が損害賠償と夜間飛行の差し止めを求めた大阪空港公害訴訟、厚木基地公害訴訟、横田基地公害訴訟や名古屋新幹線(騒音)訴訟などがある。これらの裁判は人格権ないし環境権を根拠に争われたが、個人の権利としての環境権は認められなかった(大阪空港公害訴訟の第二審は人格権を認めた)。なお、大気汚染については尼崎公害訴訟や名古屋南部公害訴訟において、国に対して損害賠償だけでなく、有害物質の排出差し止めを命じた判決も出されている。



②生活環境を破壊する航空機の騒音

開示や第三者への提供制限などが定められた。一方、住民票に番号をつけ一元的に管理する住民基本台帳ネットワークに加えて、2016年には国民の所得や納税、社会保障などに関する手続きを一元化するマイナンバー制度が発足した。個人情報集中管理されることで、基本的人権が侵されないよう注意する必要がある。

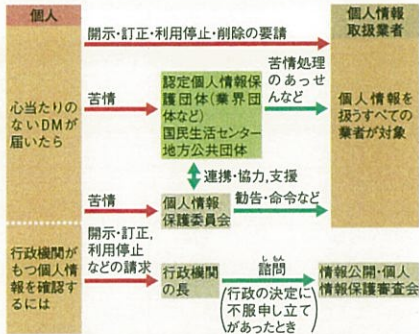
■知る権利■ 政治についての情報は国民が参政権を有効に活用するために欠かせない。政治家の政治資金などが適切なものか、行政府が適

切かつ公正に職務を行っているか、などについて知ることは、民主政治にとってきわめて重要である。こうした情報を求める権利が知る権利であり、その根拠は参政権や表現の自由に求められる。今日、国および地方公共団体における情報公開制度が整いつつある。その一方で、外交、防衛、テロなどにかかわる国家機密を特定秘密に指定する特定秘密保護法が制定され、報道の自由や知る権利を制約しないか懸念されている。一般の人々（私人）のプライバシーは極力保護されなければならないが、政治家など責任ある立場の人々（公人）については、知る権利との関係で、プライバシーの範囲は制約されると考えられている。

■アクセス権■ 知る権利に関連して、人々がマスメディアなどの情報源にアクセス（接近）して、広く意見を表明できるよう保障するアクセス権や、報道によってそこなわれた利益の回復を要求する反論権なども主張されている。

判例 プライバシーをめぐる裁判

「妻のあと」事件 (1961年提訴)	原告は三島由紀夫によるモデル小説「妻のあと」によってプライバシーが侵害されたとして、謝罪広告と損害賠償を求めて提訴した。第一審はプライバシーの権利を「私生活をみだりに公開されない権利」と定義してはじめて法的権利として認定し、その侵害を認めて原告勝訴の判決を下した(1964年)。第二審の間に和解(→p.104)が成立した。
「石に泳ぐ魚」事件 (1994年提訴)	原告は柳美里によるモデル小説「石に泳ぐ魚」によってプライバシーが侵害されたとして、単行本の出版差し止めや損害賠償などを求めて提訴した。文学における表現の自由とプライバシーの権利が争点となった裁判として、出版差し止めが認められるかどうかが目された。第一、二審に続いて最高裁でも原告が勝訴した(2002年)。最高裁は人格権にもとづき、出版差し止めと損害賠償の支払いを命じている。

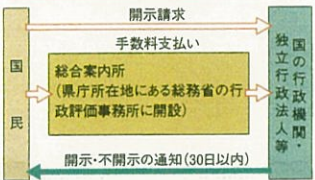


④③個人情報保護法にもとづく個人情報の扱い方

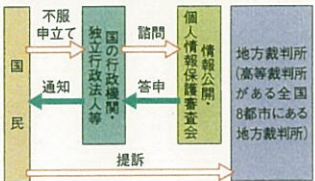
④1999年に行政文書の開示を対象とした情報公開法が制定(2001年施行)された。また、これに先がけてすべての都道府県や多くの市区町村で情報公開条例が制定されている。

⑤防衛や外交などにかかわる「特定秘密」を漏洩した公務員などに重罰を科すもので、何が「特定秘密」になるかは行政機関の長が判断する。秘密の有効期間が60年と長いことや、公務員らに対する適性評価などが問題点として指摘されている。

情報公開の請求の流れ

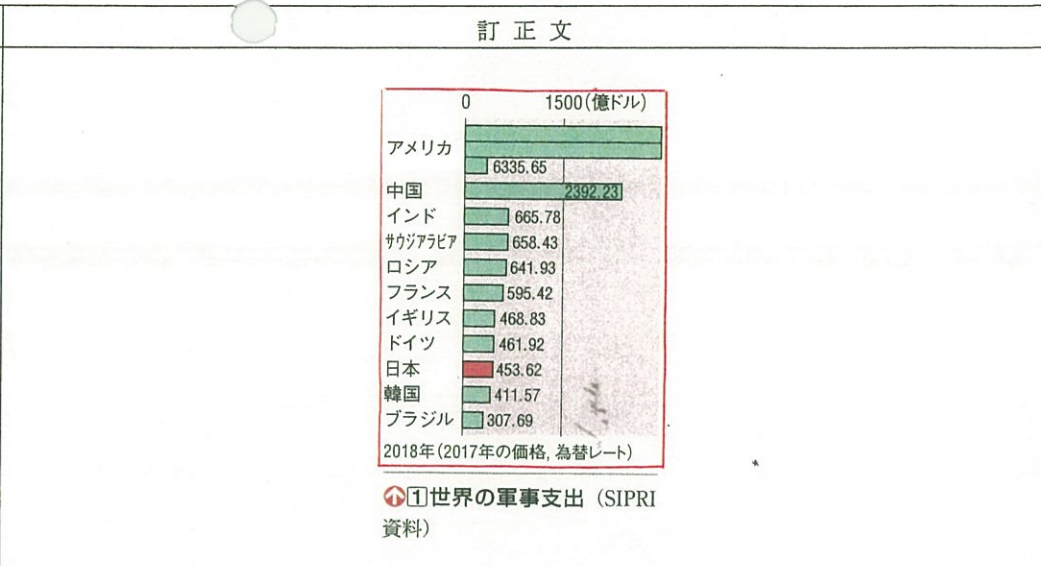
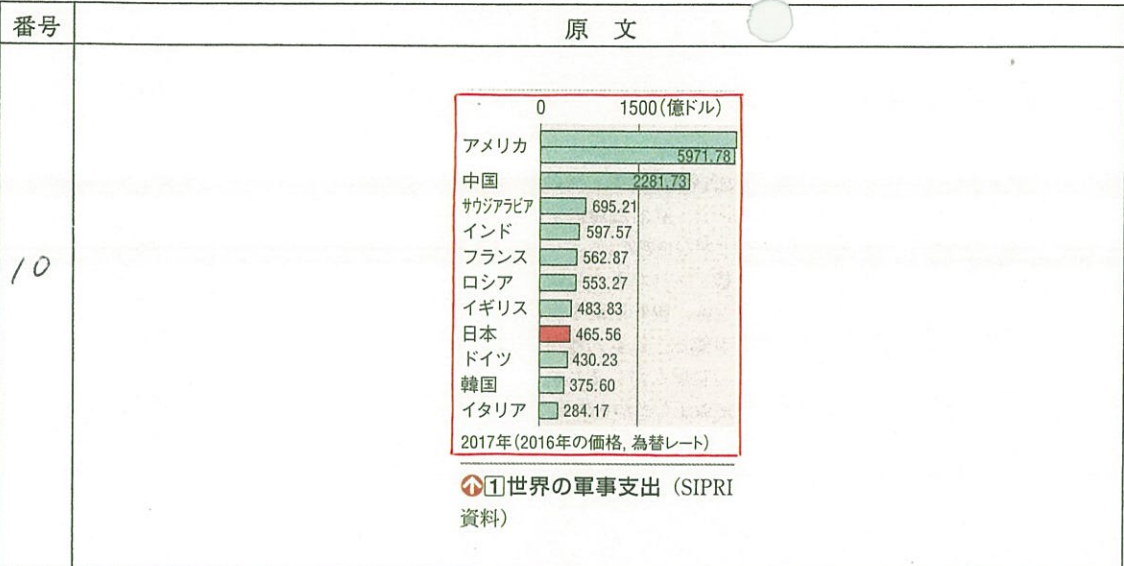


不服申立ての流れ



④④情報公開法にもとづく情報開示請求の流れ

8

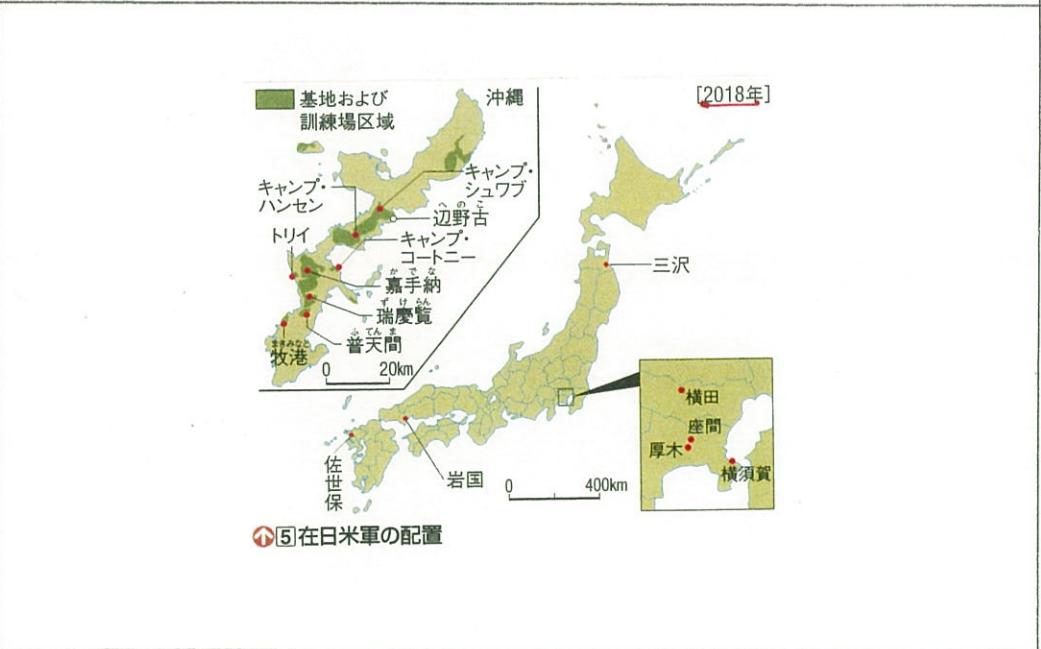


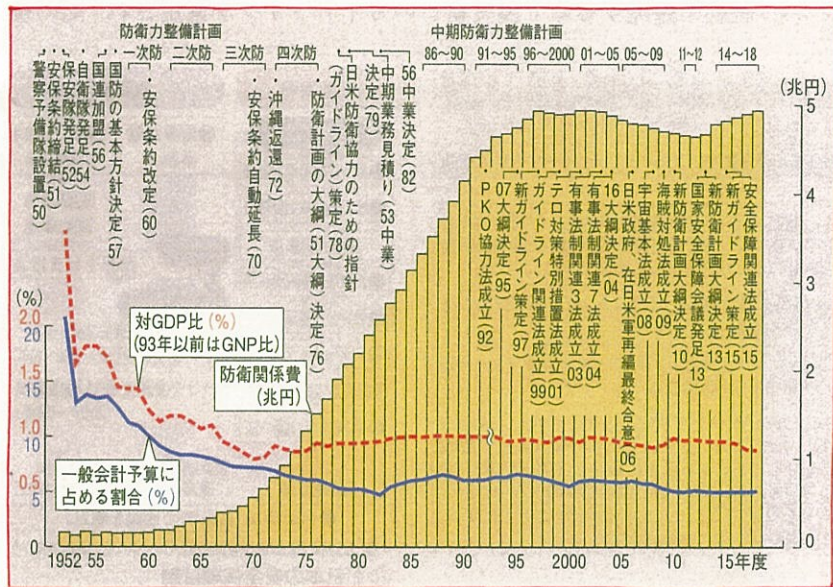
12

れなかった。冷戦期にはアメリカ軍の太平洋戦略におけるキーストーン（要石）とされ、日本国土の0.6%の面積である沖縄に、在日米軍施設・区域の約70%が集中している（2017年現在）。そ

訂正文

れなかった。冷戦期にはアメリカ軍の太平洋戦略におけるキーストーン（要石）とされ、日本国土の0.6%の面積である沖縄に、在日米軍施設・区域の約70%が集中している（2018年現在）。そ





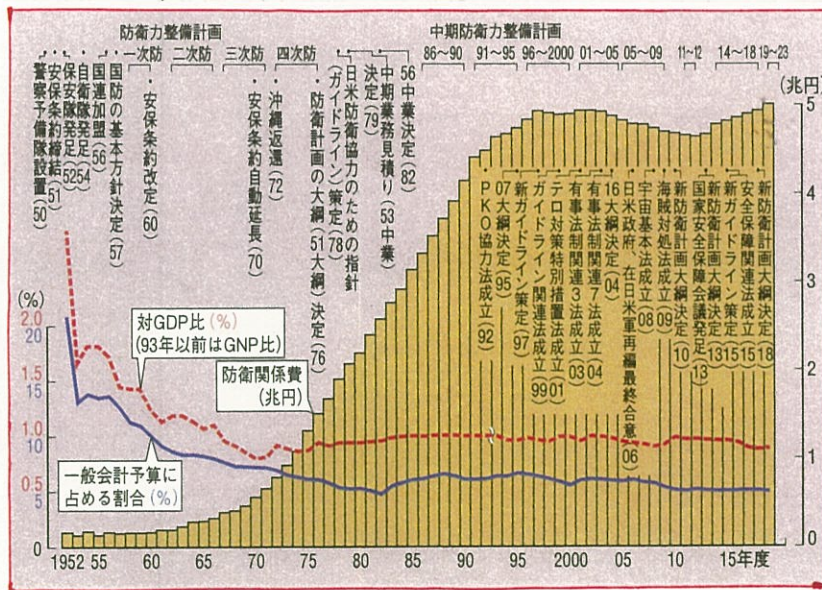
安全保障条約の改定に反対し、国会を取りかこむデモ隊のようす。

⑤1978年よりアメリカ軍駐留経費の一部を日本側が負担している予算のこと。

⑥アメリカ軍に対する施設の提供やアメリカ軍人の出入国や租税、刑事裁判権などについて規定している。在日米軍に多くの特権を認めている。

⑦安全保障に関する日米関係はどのように変化してきたか、いまどのような課題をかかえているか、まとめてみよう。

⑧日本の防衛費の推移 (防衛白書ほか)



安全保障条約の改定に反対し、国会を取りかこむデモ隊のようす。

⑤1978年よりアメリカ軍駐留経費の一部を日本側が負担している予算のこと。

⑥アメリカ軍に対する施設の提供やアメリカ軍人の出入国や租税、刑事裁判権などについて規定している。在日米軍に多くの特権を認めている。

⑦安全保障に関する日米関係はどのように変化してきたか、いまどのような課題をかかえているか、まとめてみよう。

⑧日本の防衛費の推移 (防衛白書ほか)

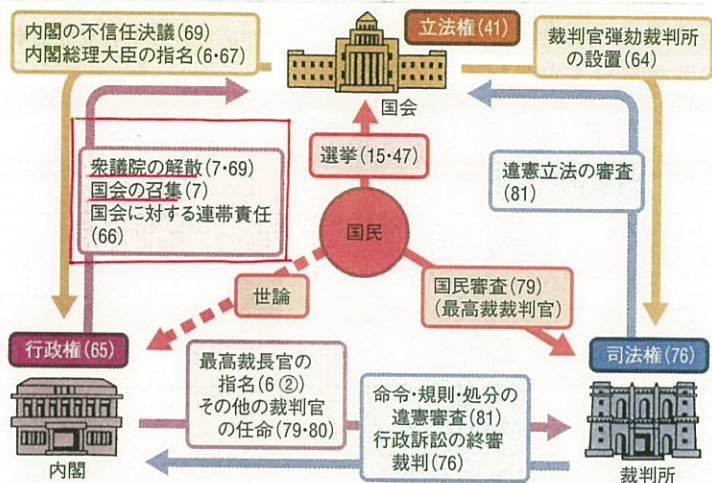


番号

原文

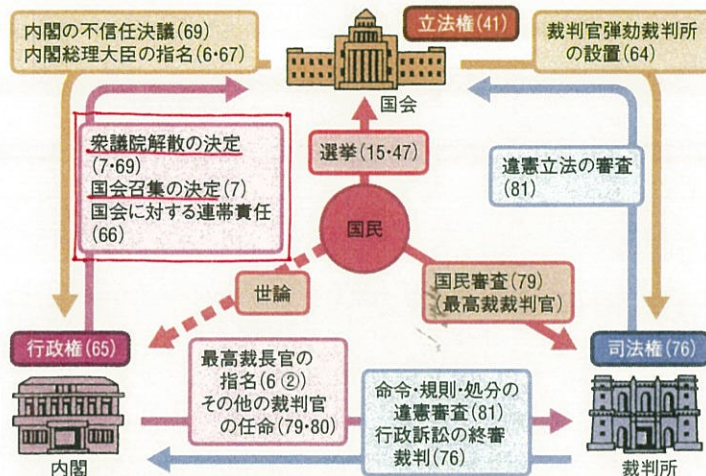
訂正文

14



①日本国憲法における三権分立のしくみ 数字は憲法の条項。

ある。日本国憲法もこの三権分立のしくみがある。日本国憲法もこの三権分立のしくみがある。日本の民主主義の原則である。



①日本国憲法における三権分立のしくみ 数字は憲法の条項。

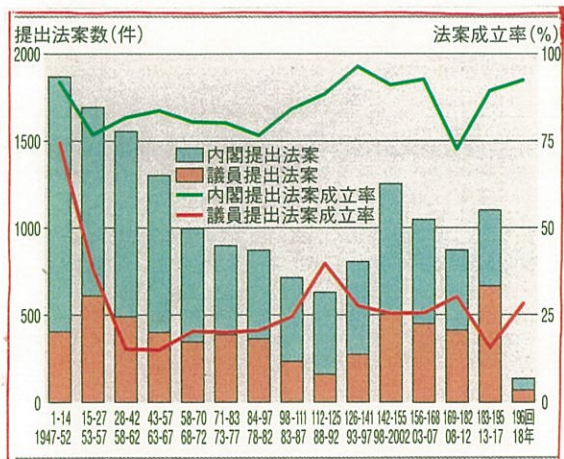
ある。日本国憲法もこの三権分立のしくみがある。日本国憲法もこの三権分立のしくみがある。日本の民主主義の原則である。

16

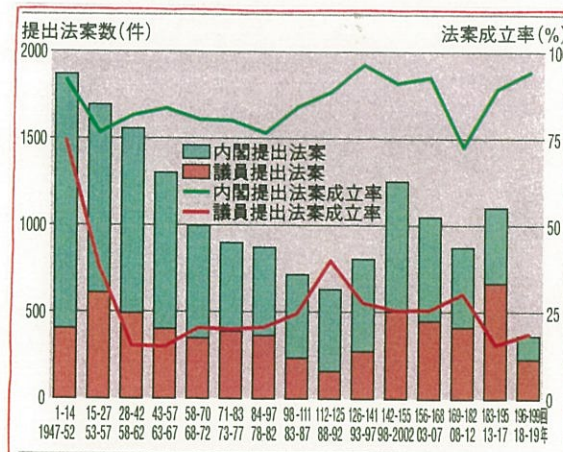
るかが、大きな課題とされてきた。この課題にこたえるために、内閣府に首相補佐官などが設置され、首相が公務員以外の人材を自由に登

るかが、大きな課題とされてきた。この課題にこたえるために、内閣官房に首相補佐官などが設置され、首相が公務員以外の人材を自由に

19



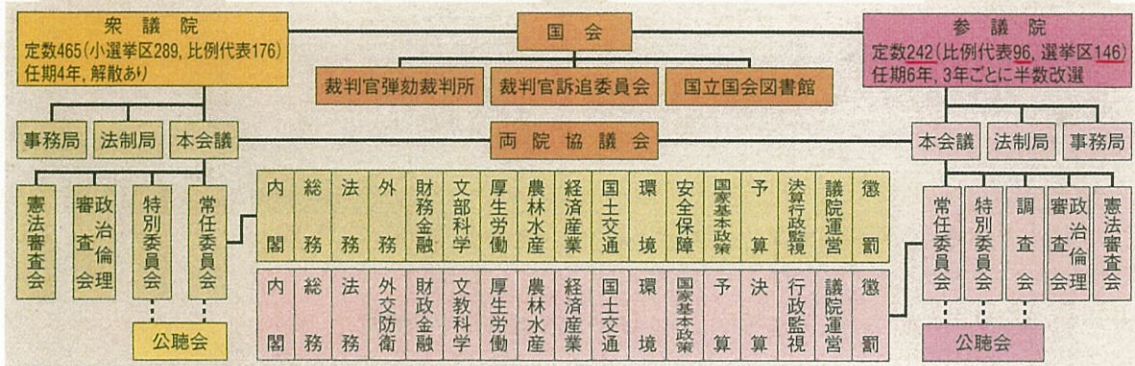
⑤議員立法と政府立法の推移(内閣法制局資料)



⑤議員立法と政府立法の推移(内閣法制局資料)

③国会の組織

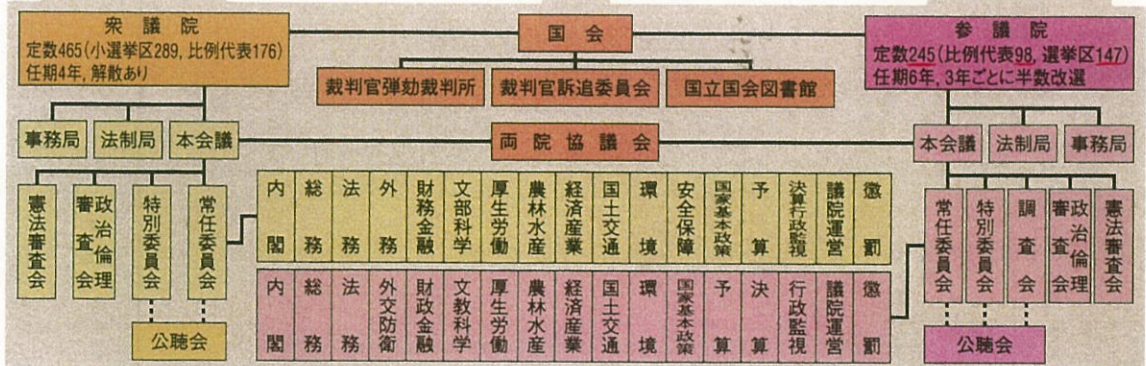
※参議院の定数は2022年7月に248(比例代表100,選挙区148)になる。



15

③国会の組織

※参議院の定数は2022年7月に248(比例代表100,選挙区148)になる。



番号

原文

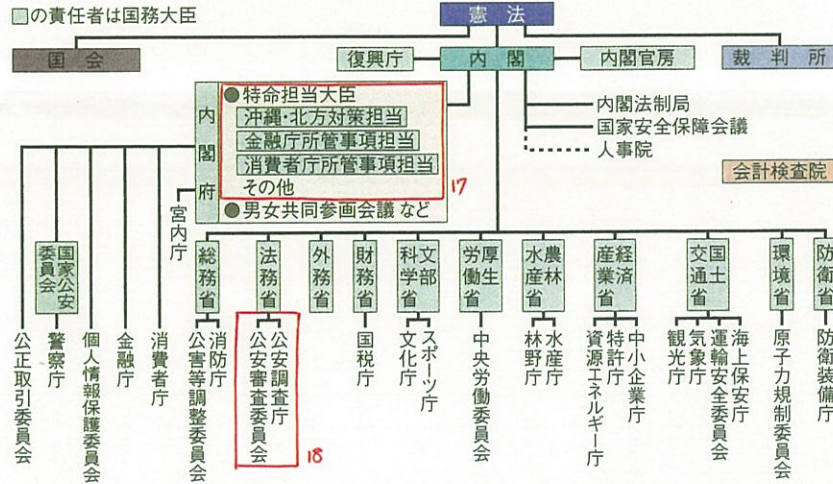
訂正文



③中央官庁街（東京都千代田区霞が関）

④日本のおもな行政機構

省庁再編により、内閣機能の強化、縦割り行政の弊害是正、行政のスリム化がはかられた。なお、2012年に東日本大震災からの復興をになう機関として復興庁が設置された。



17.

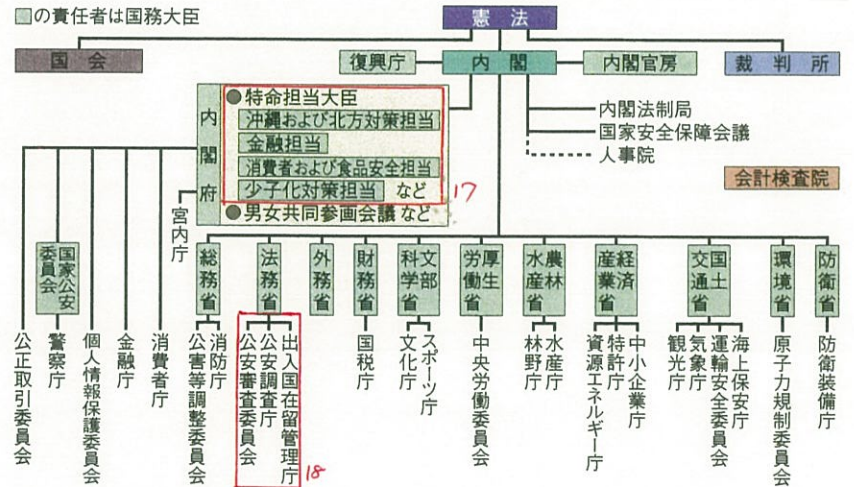
18



③中央官庁街（東京都千代田区霞が関）

④日本のおもな行政機構

省庁再編により、内閣機能の強化、縦割り行政の弊害是正、行政のスリム化がはかられた。なお、2012年に東日本大震災からの復興をになう機関として復興庁が設置された。

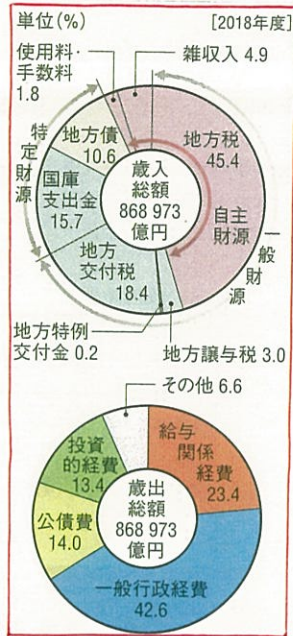


番号

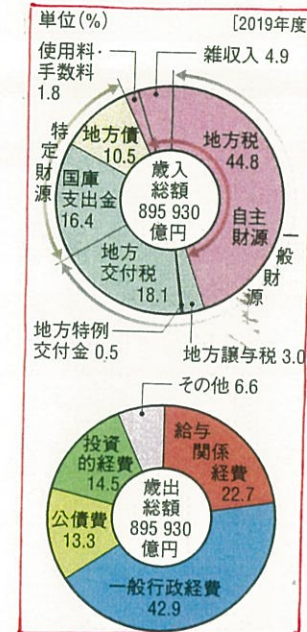
原文

訂正文

20



③地方財政の歳入と歳出 (総務省資料)



③地方財政の歳入と歳出 (総務省資料)

22

②衆議院と参議院の選挙制 が、これについてはいくつかの問題点も指摘

	衆議院〔小選挙区比例代表並立制〕 (465名,任期4年,解散あり)		参議院 (242名,任期6年,3年ごとに半数を改選)	
	25歳以上		30歳以上	
被選挙権	25歳以上		30歳以上	
選挙の種類	小選挙区選挙	比例代表選挙 〔拘束名簿式〕	選挙区制選挙	比例代表選挙 〔非拘束名簿式〕
定数	289名	176名	146名(73名を改選)	96名(48名を改選)
選挙区の数	289	11(ブロック単位)	45(都道府県単位*)	1(全国)
投票のしかた	立候補者名を記入	政党名を記入	立候補者名を記入	政党名か立候補者名を記入
当選者	各選挙区で得票数の1位の者が当選(有効投票数の6分の1以上の得票が必要)	各ブロックごとに、ドント式で各党に議席を配分し、各党の順位の上位者から当選	各選挙区ごとに得票数の上位者から定数が当選 *鳥取県と島根県、徳島県と高知県は合区	政党票と立候補者の個人票の合計でドント式により議席を配分し、個人票の多い順に当選

※参議院では2019年7月に比例代表へ「特定枠」が導入され、定数は2022年7月に選挙区148・比例代表100(計248)になる。

②衆議院と参議院の選挙制 が、これについてはいくつかの問題点も指摘

	衆議院〔小選挙区比例代表並立制〕 (465名,任期4年,解散あり)		参議院 (245名,任期6年,3年ごとに半数を改選)	
	25歳以上		30歳以上	
被選挙権	25歳以上		30歳以上	
選挙の種類	小選挙区選挙	比例代表選挙 〔拘束名簿式〕	選挙区制選挙	比例代表選挙 〔非拘束(一部拘束)名簿式〕
定数	289名	176名	147名(74名を改選)	98名(50名を改選)
選挙区の数	289	11(ブロック単位)	45(都道府県単位*)	1(全国)
投票のしかた	立候補者名を記入	政党名を記入	立候補者名を記入	政党名か立候補者名を記入
当選者	各選挙区で得票数の1位の者が当選(有効投票数の6分の1以上の得票が必要)	各ブロックごとに、ドント式で各党に議席を配分し、各党の順位の上位者から当選	各選挙区ごとに得票数の上位者から定数が当選 *鳥取県と島根県、徳島県と高知県は合区	政党票と個人票の合計でドント式により議席を配分し、特定枠は名簿順、他は個人票の多い順に当選

※参議院の定数は2022年7月に選挙区148・比例代表100(計248)になる。

ようになった。

こうして地方公共団体の自主性が増す一方で、高齢社会の到来<sup>とうらい</sup>ともにも介護<sup>かいご</sup>など自治体の負担は増え、過剰<sup>かじょう</sup>な公共事業支出<sup>(→p.32)</sup>などもあり、一部には深刻な財政状態におちいる地方公共団体も出ている。


**住民の政治参加と地域づくり** 地域における住民運動は、そのときどきの環境問題などの課題に対応して展開してきた。大気

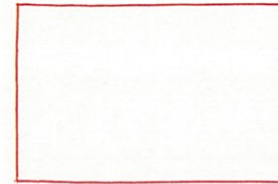
汚染<sup>おだく</sup>や水質汚濁<sup>おだく</sup>といった問題から、景観の破壊やゴミ処理場の立地などまで、さまざまな問題について取り組まれてきた。<sup>(→p.196)</sup>

原発<sup>かどう</sup>の再稼働<sup>(→p.199)</sup>や公共事業の立地、アメリカ軍基地の問題などをめぐって住民の意見が大きく割れ、議会がじゅうぶんにこれに対応できない場合には、住民による直接投票<sup>⑨</sup>(住民投票<sup>⑤⑥</sup>)が行われることもある。

住民投票にかけられる案件や投票のしくみを条例であらかじめ定め、迅速<sup>じんそく</sup>に実施できるようにするための「常設型」の住民投票制度<sup>⑥</sup>も、一部の自治体で導入されている。また、住民たちが情報公開条例を活用<sup>(→p.73)</sup>して地方公共団体の腐敗を追及する運動は全国的広がりをもてた。オンブズマン<sup>⑩</sup>制度<sup>⑦</sup>が設置された地方公共団体もある。選挙において投票率が低い傾向があるのとは対照的に、住民の参加意識は新しい形で活発化している。

住民の活動は地方公共団体に要求をつきつけるものだけでなく、地方公共団体と協力しながら成果をあげるものも多い。友好都市などの国際交流、高齢者サービス、観光、文化遺産の保護などにおいては、住民の協力は地方公共団体にとって欠かせないものになっている。

 日本の地方自治がかかえる問題点は何が、身近な自治体を事例にして調べてみよう。



<sup>⑨</sup>投票結果に法的拘束力はないが、首長や議会は政治的な判断を求められる。



<sup>⑤</sup>条例制定による全国初の住民投票が実施される地域での投票日直前<sup>いひかた</sup>のようす (新潟県巻町[現新潟市], 1996年)

<sup>⑩</sup>オンブズマンとはスウェーデン語で代表、代理を意味する。市民の人権や利益を、公権力による侵害から守るための行政監察、苦情処理のしくみで、1809年にスウェーデンが制度化し、近年各国で導入されている。

21

ようになった。

こうして地方公共団体の自主性が増す一方で、高齢社会<sup>とうらい</sup>の到来<sup>(→p.32)</sup>とともに介護<sup>かいご</sup>など自治体の負担<sup>かじゆう</sup>は増え、過剰な公共事業支出<sup>(→p.32)</sup>などもあり、一部には深刻な財政状態におちいる地方公共団体も出ている。<sup>⑨</sup>

**住民の政治参加と地域づくり**

地域における住民運動は、そのときどきの環境問題などの課題に対応して展開してきた。大気汚染<sup>おだく</sup>や水質汚濁<sup>おだく</sup>といった問題から、景観の破壊やゴミ処理場の立地などまで、さまざまな問題について取り組まれてきた。<sup>(→p.196)</sup>

原発<sup>かどう</sup>の再稼働<sup>(→p.199)</sup>や公共事業の立地、アメリカ軍基地の問題などをめぐって住民の意見が大きく割れ、議会がじゅうぶんにこれに対応できない場合には、住民による直接投票<sup>⑩</sup>(住民投票)が行われることもある。<sup>⑤⑥</sup>

住民投票にかけられる案件や投票のしくみを条例であらかじめ定め、迅速<sup>じんそく</sup>に実施できるようにするための「常設型」の住民投票制度<sup>⑥</sup>も、一部の自治体で導入されている。また、住民たちが情報公開条例<sup>(→p.73)</sup>を活用して地方公共団体の腐敗<sup>ふはい</sup>を追及<sup>ついきゆう</sup>する運動は全国的広がりをもせた。オンブズマン<sup>ombudsman</sup>制度<sup>⑦</sup>が設置された地方公共団体もある。選挙において投票率が低い傾向があるのとは対照的に、住民の参加意識は新しい形で活発化している。

住民の活動は地方公共団体に要求をつきつけるものだけでなく、地方公共団体と協力しながら成果をあげるものも多い。友好都市などの国際交流、高齢者サービス、観光、文化遺産の保護などにおいては、住民の協力は地方公共団体にとって欠かせないものになっている。

**⑦** 日本の地方自治がかかえる問題点は何か、身近な自治体を事例にして調べてみよう。

**⑨** 2008年から、応援する地方公共団体に寄付をすれば、所得税、住民税が控除される「ふるさと納税」制度が実施されたが、高額な返礼品等をめぐってそのあり方が問われている。

**⑩** 投票結果に法的拘束力はないが、首長や議会は政治的な判断を求められる。



**⑤** 条例制定による全国初の住民投票が実施される地域での投票日直前のようす(新潟県巻町[現新潟市], 1996年)

**⑥** オンブズマンとはスウェーデン語で代表、代理を意味する。市民の人権や利益を、公権力による侵害から守るための行政監察、苦情処理のしくみで、1809年にスウェーデンが制度化し、近年各国で導入されている。

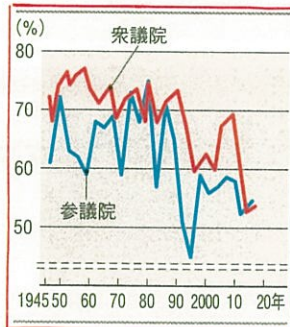
21

番号

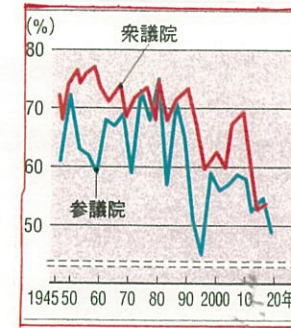
原文

訂正文

23



③ 国政選挙における投票率の推移 (総務省資料)



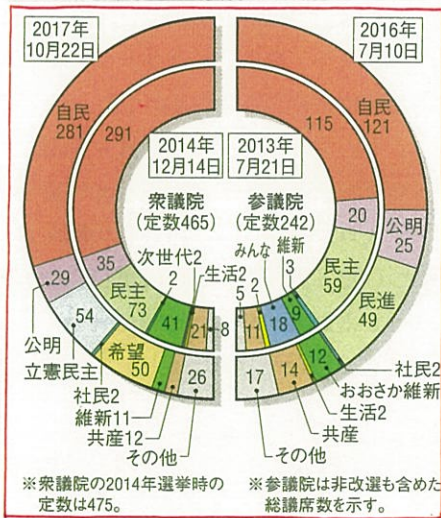
③ 国政選挙における投票率の推移 (総務省資料)

24

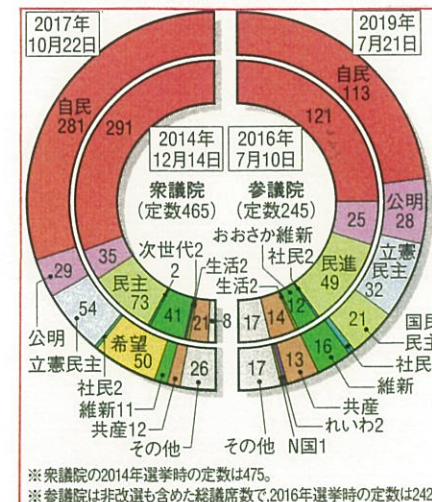
④ 2017年の衆議院選挙では最大1.98倍、2016年の参議院選挙では3.08倍であった。

④ 2017年の衆議院選挙では最大1.98倍、2019年の参議院選挙では3.00倍であった。

25



⑤ 国政選挙の議席数の内訳



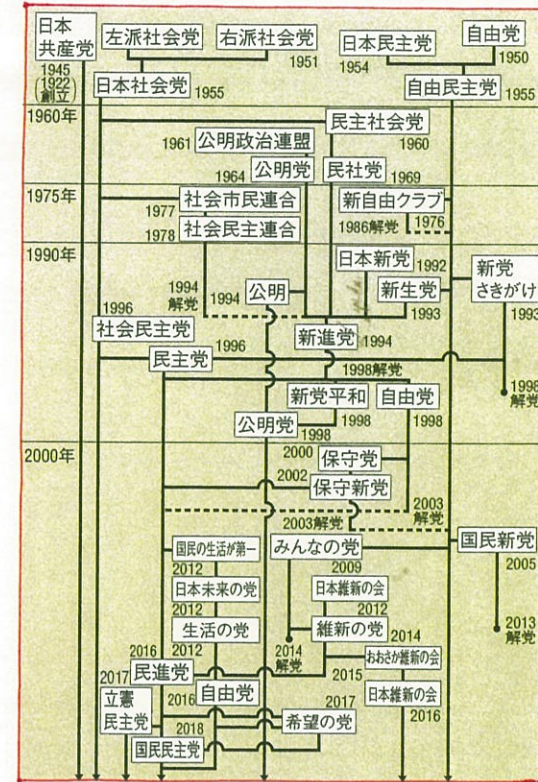
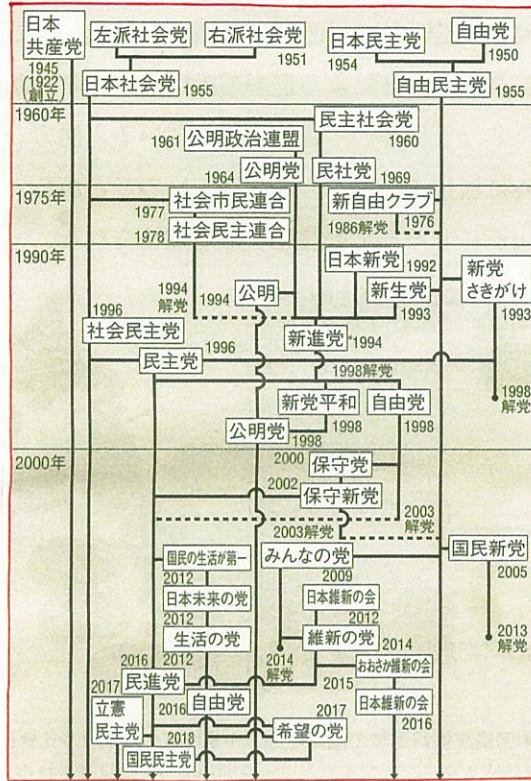
⑤ 国政選挙の議席数の内訳

番号

原文

訂正文

26



27

通知書  
次の契約を解除することを通知します。

契約年月日 平成〇〇年〇月〇日  
商品名 〇〇〇〇〇〇  
契約金額 〇〇〇〇円  
販売会社 株式会社xxx 〇〇営業所  
担当者 〇〇〇〇

支払った代金〇〇〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。

平成〇〇年〇月〇日  
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号  
氏名 〇〇〇〇

(裏面)

①契約解除はがきの書き方

クーリングオフするときは、必ず書面で通知する。証拠としてはがきの両面をコピーして、発信の記録が残る特定記録郵便や簡易書留で送る。

- ※クーリングオフができないケース
- ①自ら店舗に向いて購入した場合
  - ②クーリングオフ期間を経過している場合
  - ③3000円未満の現金取引
  - ④購入者が開封、一部使用した消耗品の場合
  - ⑤自動車など適用外の商品の場合
  - ⑥営業活動のために購入した商品の場合

通知書  
次の契約を解除することを通知します。

契約年月日 令和〇〇年〇月〇日  
商品名 〇〇〇〇〇〇  
契約金額 〇〇〇〇円  
販売会社 株式会社xxx 〇〇営業所  
担当者 〇〇〇〇

支払った代金〇〇〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。

令和〇〇年〇月〇日  
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号  
氏名 〇〇〇〇

(裏面)

①契約解除はがきの書き方

クーリングオフするときは、必ず書面で通知する。証拠としてはがきの両面をコピーして、発信の記録が残る特定記録郵便や簡易書留で送る。






- ※クーリングオフができないケース
- ①自ら店舗に向いて購入した場合
  - ②クーリングオフ期間を経過している場合
  - ③3000円未満の現金取引
  - ④購入者が開封、一部使用した消耗品の場合
  - ⑤自動車など適用外の商品の場合
  - ⑥営業活動のために購入した商品の場合



28

**4 消費者契約法による取り消し**






民法などの規定では消費者の利益をじゅうぶんに保護できなかったため、消費者契約法が2000年に制定された。契約の取り消し期間は契約締結から5年以内で、誤認などに気づいたときから1年以内。なお、売手が損害賠償の責任をいっさい負わないなどとする買い手にとって不当な条項は無効とされている。

<p><b>1 不実告知(第4条1項1号)</b></p> <p>契約内容や条件などの重要事項について事実と異なることを告げ、消費者がそれを事実と誤認して行った契約</p> 	<p><b>2 断定的判断の提供(第4条1項2号)</b></p> <p>将来の変動が不確実な事項について断定的判断を提供し、消費者がその判断を確実と誤認して行った契約</p> 
<p><b>3 不利益事実の不告知(第4条2項)</b></p> <p>消費者に不利益になる事実を故意に告げなかったことにより、消費者が誤認して行った契約</p> 	<p><b>4 不退去・退去妨害(第4条3項)</b></p> <p>消費者が退去を求めるにもかかわらず事業者が退去しないときや、本人が退去したい意思を示しているにもかかわらず退去できないために消費者が困惑して行った契約</p> 
<p><b>5 過量な内容の契約(第4条4項)</b></p> <p>目的となる物品などの分量などが消費者にとって通常想定されるものを著しく超えることを事業者が知りながら勧誘し、行われた契約</p> 	

④消費者契約法により契約が取り消しできる場合

**4 消費者契約法による取り消し**

不当な勧誘による契約は、締結から5年以内、誤認などに気づいたときから1年以内であれば取り消せる。また、売手が損害賠償の責任を負わないなどとする不当な条項は無効となる。

<p><b>1 不実告知(第4条1項)</b></p> <p>契約内容や条件などの重要事項について事実と異なることを告げ、消費者がそれを事実と誤認して行った契約</p> 	<p><b>2 断定的判断の提供(第4条1項)</b></p> <p>将来の変動が不確実な事項について断定的判断を提供し、消費者がその判断を確実と誤認して行った契約</p> 
<p><b>3 不利益事実の不告知(第4条2項)</b></p> <p>消費者に不利益になる事実を故意に告げなかったことにより、消費者が誤認して行った契約</p> 	<p><b>4 不退去・退去妨害(第4条3項)</b></p> <p>消費者が退去を求めるにもかかわらず事業者が退去しないときや、本人が退去したい意思を示しているにもかかわらず退去できないために消費者が困惑して行った契約</p> 
<p><b>5 過量な内容の契約(第4条4項)</b></p> <p>目的となる物品などの分量などが消費者にとって通常想定されるものを著しく超えることを事業者が知りながら勧誘し、行われた契約</p> 	

④消費者契約法により契約が取り消しできる場合 **ほか**に不安をあおる告知や、恋愛感情等の不当な利用(恋人商法)、高齢等による判断力の低下の不当な利用、靈感等の知見を用いた告知(靈感商法)、契約締結前の債務の内容の実施や強引な代金の請求といった場合も、契約が取り消しできる(第4条3項)。

29

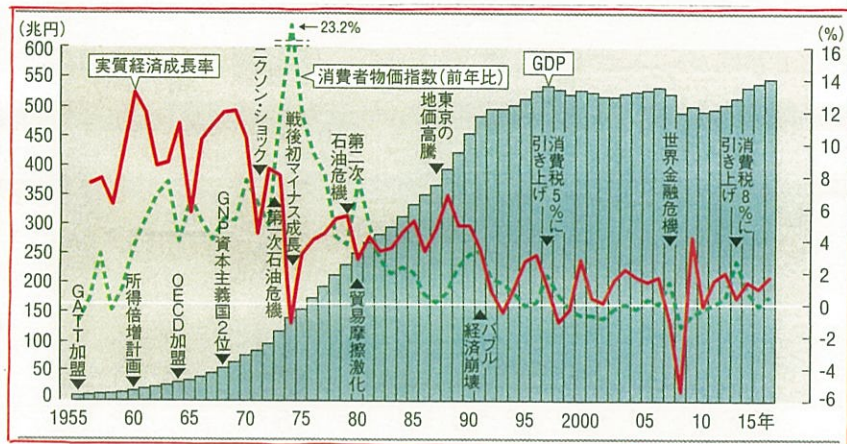
とも指摘されている。密室での取り調べが冤罪をもたらさないよう、ビデオで記録するなど、「取り調べの可視化」も検討され、2019年までに一部の事件で実施を義務化する法律が成立した。

⑤

2016年

とも指摘されている。なお、2016年の刑事訴訟法の改正により、2018年には捜査協力により刑罰の減免を得る司法取引制度が導入され、2019年には一部の事件で「取り調べの可視化」が義務化された。

30

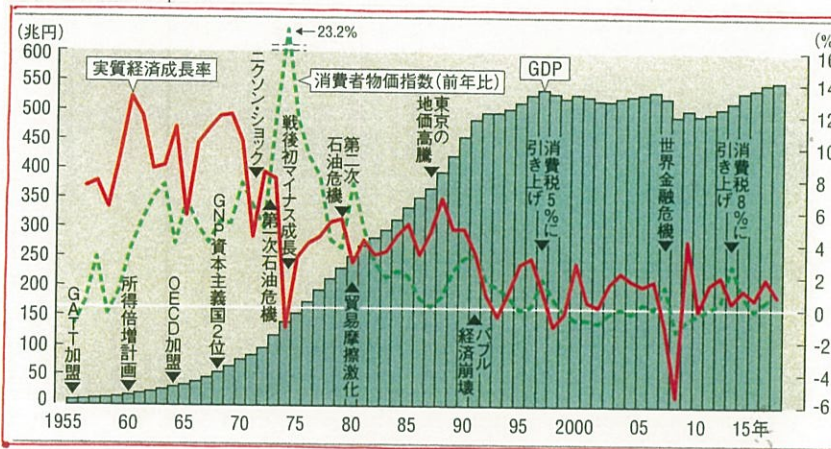


イがたいたい力を費用として計算し、求められる指標。

⑤インフレーションになると、貨幣の購買力が低下し預金などの実質的な価値が目減りするが、住宅ローンなど資金を借りている人にとっては返済負担が軽くなる。

③日本の経済成長の推移

(国民経済計算ほか)



イがたいたい力を費用として計算し、求められる指標。

⑤インフレーションになると、貨幣の購買力が低下し預金などの実質的な価値が目減りするが、住宅ローンなど資金を借りている人にとっては返済負担が軽くなる。

③日本の経済成長の推移

(国民経済計算ほか)

31

近年の日本銀行は、景気回復とデフレーションの収束をはかるため(→p.121)に、直接の政策目標(政策金利)としたコールレートを0%に近づける(→p.122)ゼロ金利政策、さらに政策目標を金利から通貨量に切りかえ、通貨量の増加をはかる量的緩和<sup>③</sup>政策<sup>④</sup>などを試みてきた。

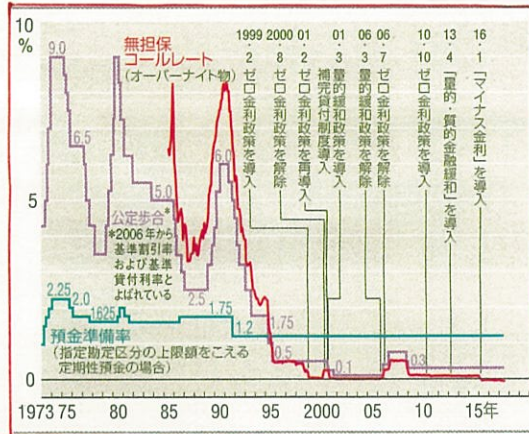
近年の日本銀行は、景気回復とデフレーションの収束をはかるため(→p.121)に、直接の政策目標(政策金利)としたコールレートを0%に近づける(→p.122)ゼロ金利政策(2016年からは「マイナス金利」導入)、通貨量の増加をはかる量的緩和<sup>③</sup>政策<sup>④</sup>などを試みてきた。

番号

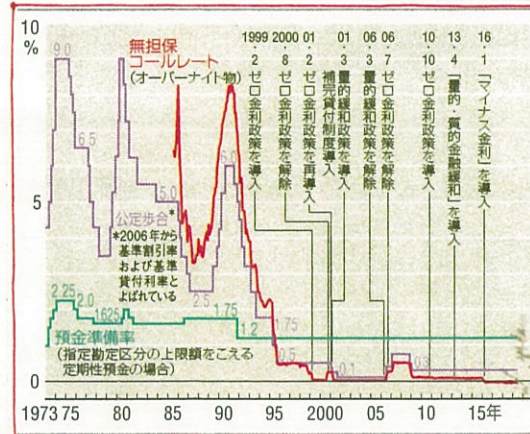
原文

訂正文

32  
33



③初のペイオフ発動を伝える新聞記事(2010年)  
⑩総資産に占める自己資本の割合のこと(→p.114).  
⑪BIS(国際決済銀行)内の委員会で定められた国際監督基準のこと。自己資本比率8%以上が、国際業務を営業する条件となっている。  
④公定歩合、コールレートと預金準備率の推移(日本銀行資料)

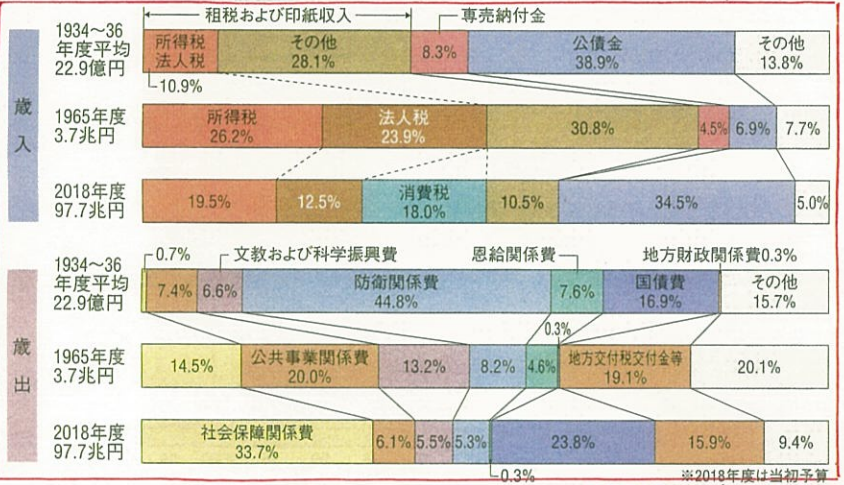


③初のペイオフ発動を伝える新聞記事(2010年)  
⑩総資産に占める自己資本の割合のこと(→p.114).  
⑪BIS(国際決済銀行)内の委員会で定められた国際監督基準のこと。自己資本比率10.5%以上が、国際業務を営業する条件となっている。  
④公定歩合、コールレートと預金準備率の推移(日本銀行資料)



①予算委員会のように予算案は予算委員会で審議されたのち、本会議に付される。写真は、衆議院予算委員会で予算案を賛成多数で可決するところ。

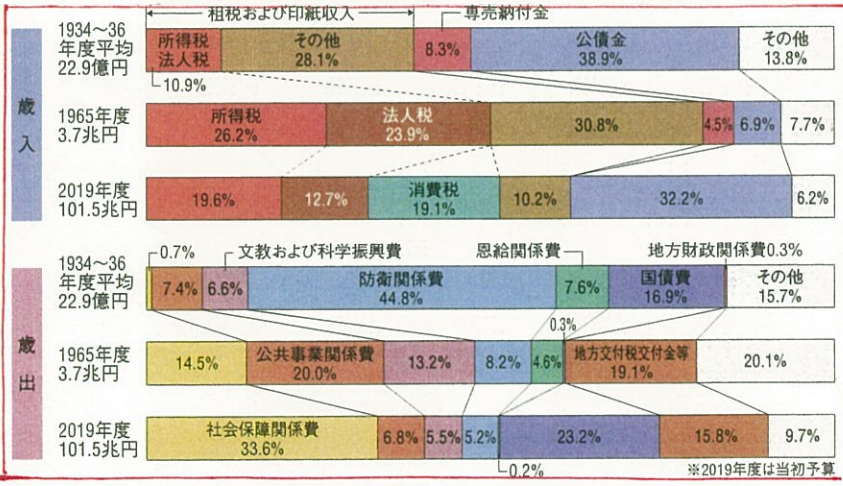
②日本の歳入と歳出(一般会計)(財政金融統計月報ほか)



①予算委員会のように予算案は予算委員会で審議されたのち、本会議に付される。写真は、衆議院予算委員会で予算案を賛成多数で可決するところ。

②日本の歳入と歳出(一般会計)(財政金融統計月報ほか)

3x



番号	原文	訂正文
35	<p>⑦1989年に所得税減税と同時に税率3%で導入され、1997年に5%、2014年に8%に引き上げられた。また、2019年には税率10%への引き上げが予定されている。低所得者ほど総所得に対する税負担の割合が高くなり、負担感が大きいという逆進性の問題が発生する。</p>	<p>⑦1989年に所得税減税と同時に税率3%で導入され、1997年に5%、2014年に8%、2019年に10%に引き上げられた。また、低所得者ほど総所得に対する税負担の割合が高くなる逆進性の問題に対応して、<u>飲食料品と新聞に対する軽減税率(8%)</u>が導入された。</p>
38	<p>現在日本は、中央・地方あわせて1100兆円をこえる政府債務(公的債務残高)をかかえている。この額は国民全員が一人あたり約880万円の借金をかかえている計算になる(2018年度当初予算)。GDPが550兆円ほ</p>	<p>現在日本は、中央・地方あわせて1100兆円をこえる政府債務(公的債務残高)をかかえている。この額は国民全員が一人あたり約890万円の借金をかかえている計算になる(2019年度当初予算)。GDPが550兆円ほ</p>
39	<p>⑥国債発行額と国債依存度の推移(財政金融統計月報)</p>	<p>⑥国債発行額と国債依存度の推移(財政金融統計月報)</p>
40	<p>⑦国債残高と対GDP比率(財政金融統計月報)</p>	<p>⑦国債残高と対GDP比率(財政金融統計月報)</p>

番号

原文

訂正文

36

37

⑧財政法では赤字国債は原則として認められていないため、発行には特別な法律（特例法）が必要となる。そのため、特例国債ともよばれる。



財政法

第4条 国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない。但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる。

⑨満期をむかえた国債を償還（債務返済）する財源捻出のために発行される国債のこと。

⑩日本の財政状況を諸外国と比較し、その問題点を考えてみよう。

⑩会計年度が始まる前に作成される通常の予算のこと。これに対して、当初予算成立後の状況の変化に対応するために会計年度の途中でたてられる予算を、補正予算という。

⑪国債発行による収入を除いた税収などの歳入と、国債の元利払いを除いた歳出の差。

⑫2012年には、増大する社会保障の財源を消費税でまかない、社会保障の充実と財政健全化の両立をはかる「社会保障と税の一体改革」が実施された。

37

36

⑧財政法第4条は赤字国債を原則として認めていないため、発行には特別な法律（特例法）が必要となる。そのため、特例国債ともよばれる。また、財政法第5条は、日本銀行による公債引き受けを原則として禁止している（市中消化の原則）。

⑨満期をむかえた国債を償還（債務返済）する財源捻出のために発行される国債のこと。



⑩日本の財政状況を諸外国と比較し、その問題点を考えてみよう。

⑩会計年度が始まる前に作成される通常の予算のこと。これに対して、当初予算成立後の状況の変化に対応するために会計年度の途中でたてられる予算を、補正予算という。

⑪国債発行による収入を除いた税収などの歳入と、国債の元利払いを除いた歳出の差。

⑫2012年には、増大する社会保障の財源を消費税でまかない、社会保障の充実と財政健全化の両立をはかる「社会保障と税の一体改革」に関する法律が制定された。

37

41  
 番号 原文  
 ことが指摘されており、海外では、生活必需品を課税対象外にしたり税率を低くしたりする軽減税率を採用している国も多く、日本でも消費税率の10%への引き上げの際に導入が予定されている。

訂正文  
 ことが指摘されており、海外では、生活必需品を課税対象外にしたり税率を低くしたりする軽減税率を採用している国も多く、日本でも消費税率の10%への引き上げの際に導入された。

42  
 製造業者 卸売業者 小売業者 消費者

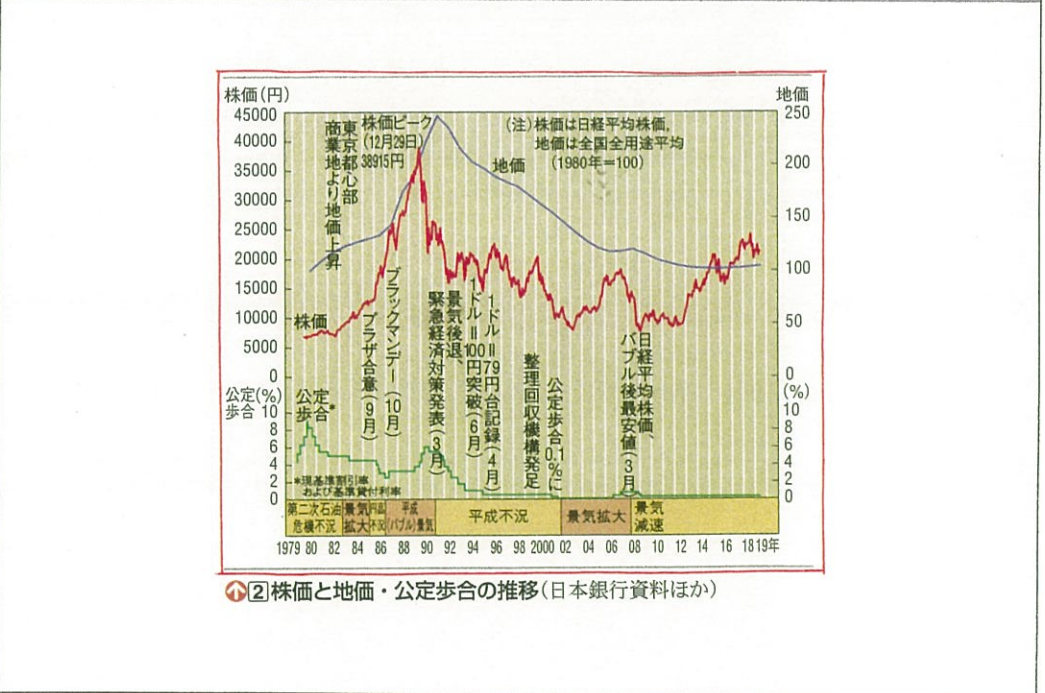
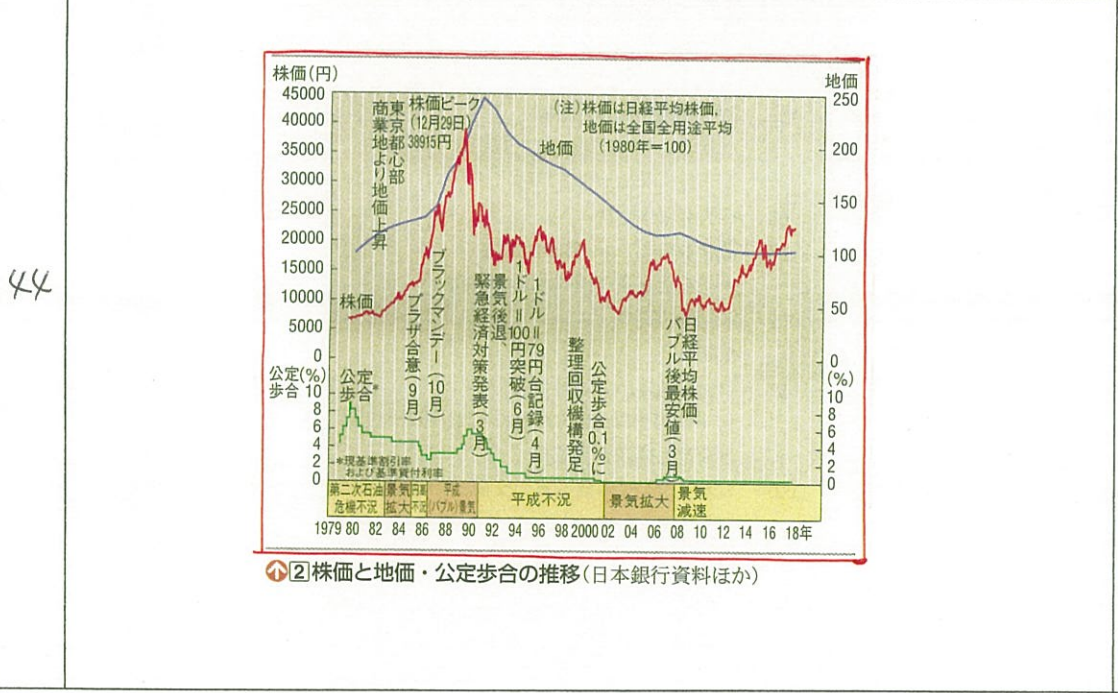
製造業者	卸売業者	小売業者	消費者
売上げ 50,000 売上げに 4,000 かかる税 納付税額 A 4,000	売上げ 70,000 売上げに 5,600 かかる税 仕入額 50,000 仕入れに 4,000 かかる税 納付税額 B 1,600	売上げ 100,000 売上げに 8,000 かかる税 仕入額 70,000 仕入れに 5,600 かかる税 納付税額 C 2,400	購入代金 100,000 消費税分 +8,000 支払総額 108,000 消費者が小売業者に支払った8,000円の消費税分は、 小売業者 (2,400円)、 卸売業者 (1,600円)、 製造業者 (4,000円)、 がそれぞれ納税することになる。

(注) 消費税と地方消費税を合わせた税率 (8%) で計算。  
 ①消費税のしくみ

製造業者 卸売業者 小売業者 消費者

製造業者	卸売業者	小売業者	消費者
売上げ 50,000 売上げに 5,000 かかる税 納付税額 A 5,000	売上げ 70,000 売上げに 7,000 かかる税 仕入額 50,000 仕入れに 5,000 かかる税 納付税額 B 2,000	売上げ 100,000 売上げに 10,000 かかる税 仕入額 70,000 仕入れに 7,000 かかる税 納付税額 C 3,000	購入代金 100,000 消費税分 +10,000 支払総額 110,000 消費者が小売業者に支払った10,000円の消費税分は、 小売業者 (3,000円)、 卸売業者 (2,000円)、 製造業者 (5,000円)、 がそれぞれ納税することになる。

(注) 消費税と地方消費税を合わせた税率 (10%) で計算。  
 ①消費税のしくみ



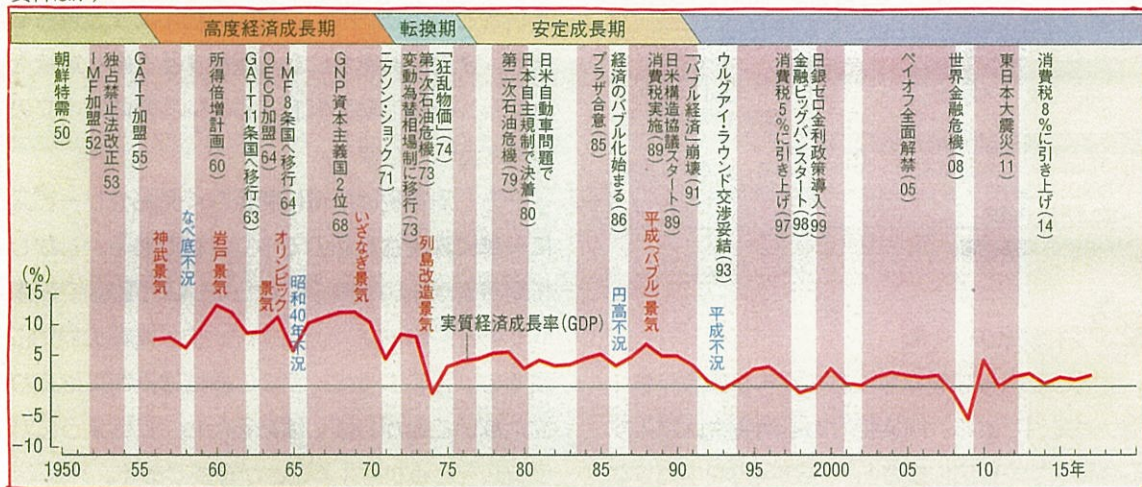
番号

原文

訂正文

①日本経済の歩み (内閣府 指標で、戦前の水準を回復することになった。

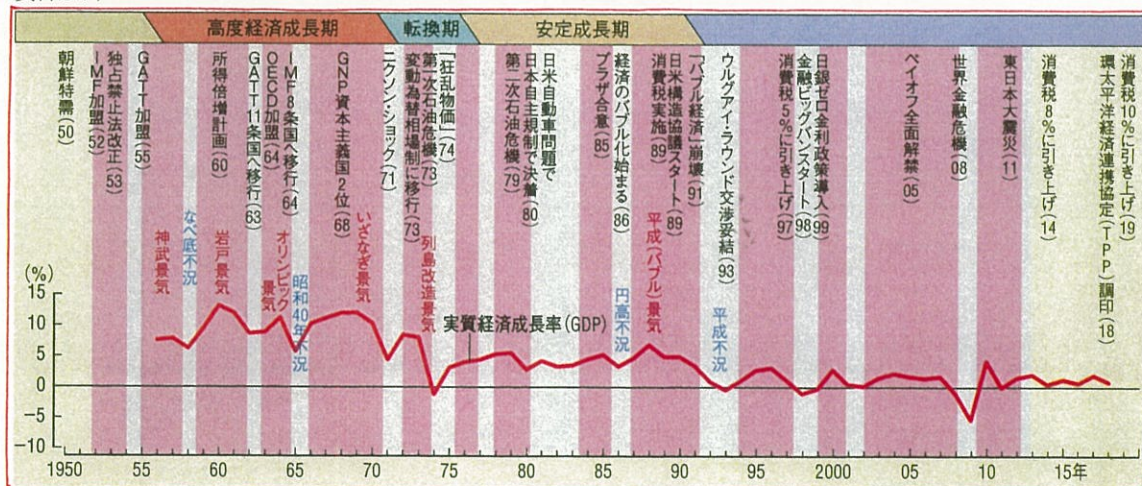
資料ほか)



43

①日本経済の歩み (内閣府 指標で、戦前の水準を回復することになった。

資料ほか)



46

議が行われた結果、2018年に新たなTPP (TPP11 協定) が調印された。

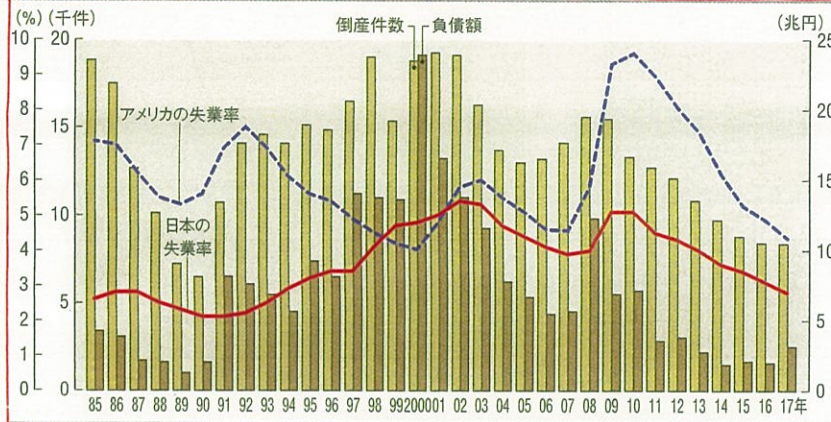
議が行われた結果、2018年に新たなTPP (TPP11 協定) が調印された。

2018年発効

番号

原文

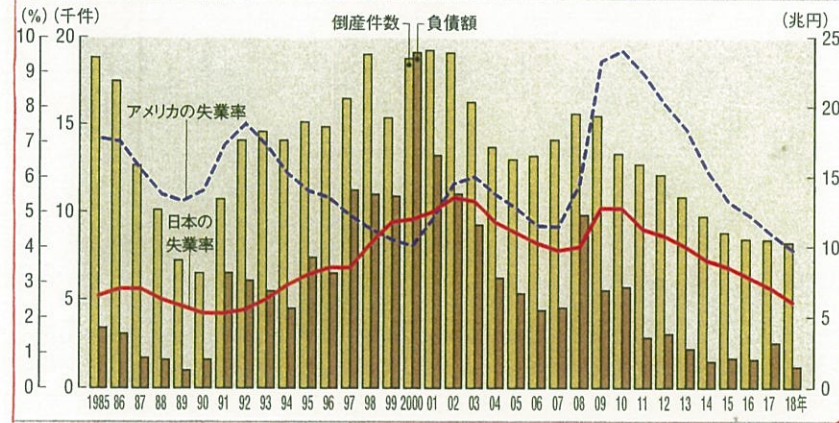
訂正文



ことが認められた(2003年)。  
 ⑧国と地方の税財政改革のことで、①国から地方への税源の移譲、②補助金の削減、③地方交付税の見直しを一体で進めることからこのようによばれた。2006年、三位一体改革関連法が制定された。

⑤日本の企業倒産件数・負債額と失業率の推移 (労働統計要覧ほか)

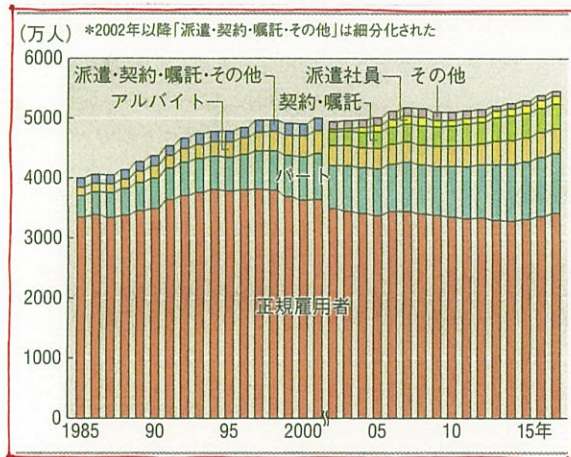
45



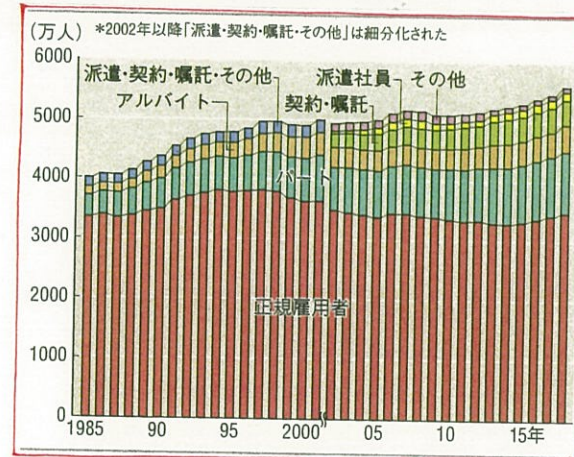
ことが認められた(2003年)。  
 ⑧国と地方の税財政改革のことで、①国から地方への税源の移譲、②補助金の削減、③地方交付税の見直しを一体で進めることからこのようによばれた。2006年、三位一体改革関連法が制定された。

⑤日本の企業倒産件数・負債額と失業率の推移 (労働統計要覧ほか)

47



⑦非正規雇用者数と正規雇用者数の推移 (労働力調査)



⑦非正規雇用者数と正規雇用者数の推移 (労働力調査)

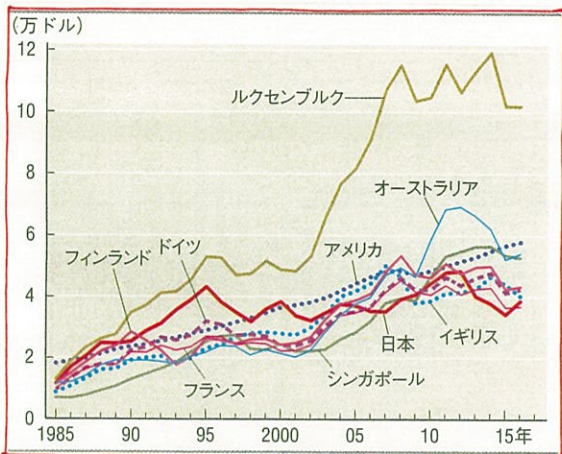


番号

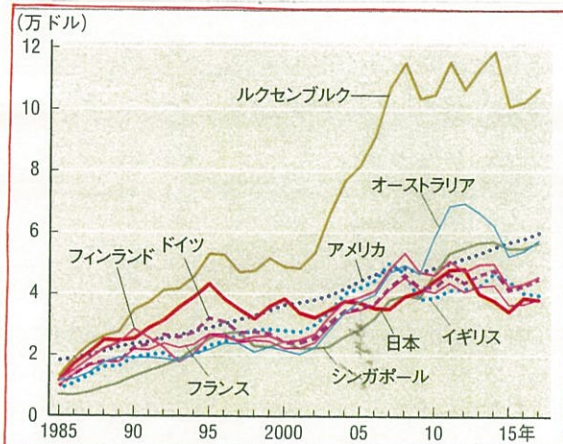
原文

訂正文

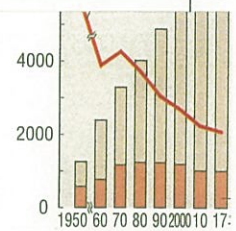
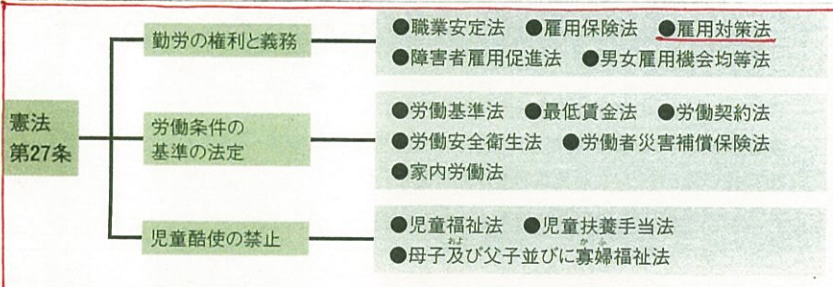
48



⑧各国の一人あたりGDPの推移(国連統計局資料)



⑧各国の一人あたりGDPの推移(国連統計局資料)

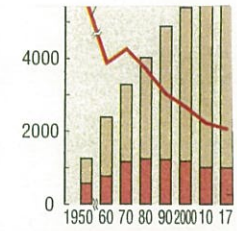
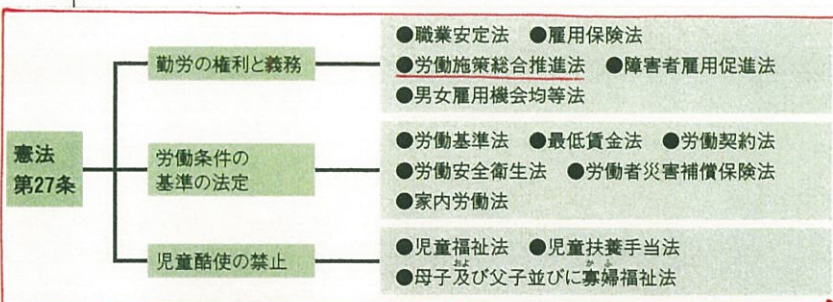
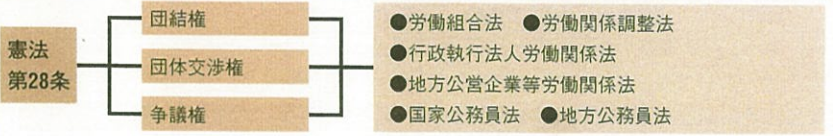


④労働組合の組織率(労働統計要覧)

日本の労働組合の現  
題について調べてみよう。

⑤憲法と労働関連法

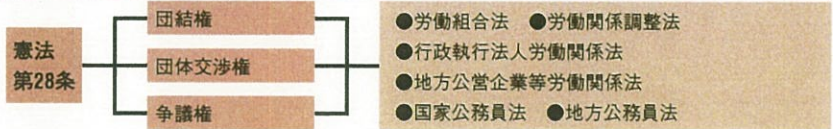
49



④労働組合の組織率(労働統計要覧)

日本の労働組合の現  
題について調べてみよう。

⑤憲法と労働関連法



番号	原文	訂正文																																												
50 51	<p>⑥正規雇用者と非正規雇用者の不合理な待遇差を解消する「<del>同一労働・同一賃金</del>」が2019年から導入される。<sup>50</sup><sub>51</sub></p>	<p>⑥正規雇用者と非正規雇用者の不合理な待遇差を解消する「<del>同一労働同一賃金</del>」が2019年から導入された。<sup>50</sup><sub>51</sub></p>																																												
52	<p>外国人労働者の問題もある。現在、日本には多くの外国人労働者が滞在しており、そのなかには法律で就労を認められていない<u>単純労働者</u><sup>③</sup>がかなりいる。<u>現在、単純労働者を一部認める動きがあるが、医療、教育、社会保障などの生活基盤をどう整備していくのかなど</u>の問題があり、<u>長期的視点に立って解決していくことが求められている。</u></p>	<p>外国人労働者の問題もある。現在、日本には多くの外国人労働者が滞在しており、そのなかには法律で認められていない、<u>いわゆる不法就労者</u>がかなりいる。<u>2018年には出入国管理法が改正され、単純労働者</u><sup>③</sup><u>の受け入れが一部で認められた。</u>これに対しては、<u>受け入れ後の労働条件や社会保障のあり方</u>などの問題もある。</p>																																												
53	<table border="1" data-bbox="481 678 750 1252"> <tr> <td rowspan="5">社会保険</td> <td>医療</td> <td>健康保険、船員保険 各種共済組合 国民健康保険 後期高齢者医療制度</td> </tr> <tr> <td>年金</td> <td>国民年金 厚生年金保険</td> </tr> <tr> <td>雇用</td> <td>雇用保険</td> </tr> <tr> <td>労災</td> <td>労働者災害補償保険 公務員災害補償保険 船員保険</td> </tr> <tr> <td>介護</td> <td>介護保険</td> </tr> <tr> <td>公的扶助</td> <td colspan="2">生活保護 その他の社会手当</td> </tr> <tr> <td>社会福祉</td> <td colspan="2">児童福祉 母子・父子・寡婦福祉 障害者福祉 高齢者福祉</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">公衆衛生</td> <td>医療</td> <td>健康増進対策 難病・感染症対策 保健所サービスなど</td> </tr> <tr> <td>環境</td> <td>生活環境整備 公害対策 自然保護など</td> </tr> </table> <p>①日本の社会保障制度</p>	社会保険	医療	健康保険、船員保険 各種共済組合 国民健康保険 後期高齢者医療制度	年金	国民年金 厚生年金保険	雇用	雇用保険	労災	労働者災害補償保険 公務員災害補償保険 船員保険	介護	介護保険	公的扶助	生活保護 その他の社会手当		社会福祉	児童福祉 母子・父子・寡婦福祉 障害者福祉 高齢者福祉		公衆衛生	医療	健康増進対策 難病・感染症対策 保健所サービスなど	環境	生活環境整備 公害対策 自然保護など	<table border="1" data-bbox="1534 694 1803 1268"> <tr> <td rowspan="5">社会保険</td> <td>医療</td> <td>健康保険、船員保険 各種共済組合 国民健康保険 後期高齢者医療制度</td> </tr> <tr> <td>年金</td> <td>国民年金 厚生年金保険</td> </tr> <tr> <td>雇用</td> <td>雇用保険</td> </tr> <tr> <td>労災</td> <td>労働者災害補償保険 公務員災害補償 船員保険</td> </tr> <tr> <td>介護</td> <td>介護保険</td> </tr> <tr> <td>公的扶助</td> <td colspan="2">生活保護 その他の社会手当</td> </tr> <tr> <td>社会福祉</td> <td colspan="2">児童福祉 母子・父子・寡婦福祉 障害者福祉 高齢者福祉</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">公衆衛生</td> <td>医療</td> <td>健康増進対策 難病・感染症対策 保健所サービスなど</td> </tr> <tr> <td>環境</td> <td>生活環境整備 公害対策 自然保護など</td> </tr> </table> <p>①日本の社会保障制度</p>	社会保険	医療	健康保険、船員保険 各種共済組合 国民健康保険 後期高齢者医療制度	年金	国民年金 厚生年金保険	雇用	雇用保険	労災	労働者災害補償保険 公務員災害補償 船員保険	介護	介護保険	公的扶助	生活保護 その他の社会手当		社会福祉	児童福祉 母子・父子・寡婦福祉 障害者福祉 高齢者福祉		公衆衛生	医療	健康増進対策 難病・感染症対策 保健所サービスなど	環境	生活環境整備 公害対策 自然保護など
社会保険	医療		健康保険、船員保険 各種共済組合 国民健康保険 後期高齢者医療制度																																											
	年金		国民年金 厚生年金保険																																											
	雇用		雇用保険																																											
	労災		労働者災害補償保険 公務員災害補償保険 船員保険																																											
	介護	介護保険																																												
公的扶助	生活保護 その他の社会手当																																													
社会福祉	児童福祉 母子・父子・寡婦福祉 障害者福祉 高齢者福祉																																													
公衆衛生	医療	健康増進対策 難病・感染症対策 保健所サービスなど																																												
	環境	生活環境整備 公害対策 自然保護など																																												
社会保険	医療	健康保険、船員保険 各種共済組合 国民健康保険 後期高齢者医療制度																																												
	年金	国民年金 厚生年金保険																																												
	雇用	雇用保険																																												
	労災	労働者災害補償保険 公務員災害補償 船員保険																																												
	介護	介護保険																																												
公的扶助	生活保護 その他の社会手当																																													
社会福祉	児童福祉 母子・父子・寡婦福祉 障害者福祉 高齢者福祉																																													
公衆衛生	医療	健康増進対策 難病・感染症対策 保健所サービスなど																																												
	環境	生活環境整備 公害対策 自然保護など																																												
54	<p>転するようになると、心配なのは事故である。交通事故件数やその死者数は減少傾向にあるが、現在でも年間<u>60万件</u>以上もの事故が発生している。</p>	<p>転するようになると、心配なのは事故である。交通事故件数やその死者数は減少傾向にあるが、現在でも年間<u>40万件</u>以上もの事故が発生している。</p>																																												

番号

原文

訂正文

○専門機関およびその他の国連関係自治機関

\* 信託統治理事会は、1994年以降活動を停止している。

- 主要委員会
- 国連人権理事会 (UNHRC)
- 会期委員会
- 常設委員会およびアドホック機関
- その他の下部機関

諸計画と基金

- 国連貿易開発会議 (UNCTAD)
- 国連薬物犯罪事務所 (UNODC)
- 国連環境計画 (UNEP)
- 国連児童基金 (UNICEF)
- 国連開発計画 (UNDP)
- 国連人口基金 (UNFPA)
- 国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)
- 国連世界食糧計画 (WFP)
- 国連パレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA)
- 国連人間居住計画 (UN-HABITAT) など
- その他の機関
- 国連プロジェクトサービス機関 (UNOPS)
- 国連大学 (UNU)
- 国連システム・スタッフ・カレッジ (UNSSC)
- 国連エイズ合同計画 (UNAIDS)
- ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 (UN-Women)
- 調査訓練機関
- 国連地域間犯罪司法研究所 (UNICRI)
- 国連訓練調査研修所 (UNITAR)
- 国連社会開発研究所 (UNRISD)
- 国連軍縮研究所 (UNIDIR)



解決する機関で、裁判を  
ためには当事国の同意を  
とする。本部はオランダ  
ーグにある。

③重要事項は3分の2以上  
数によって決定される。

④非常任理事国の任期は  
1年ごとに半数ずつ改選さ

⑤常任理事国が一国でも  
すれば決議は採択され  
これを拒否権という。ナ  
脱退を防ぐために導入さ  
といわれる。なお、棄  
否権の行使とはみなされ

⑥実質事項以外の手続ま  
は、理事国の9か国以上  
により行われる。

⑤国際連合の機構図

○専門機関およびその他の国連関係自治機関

\* 信託統治理事会は、1994年以降活動を停止している。

- 主要委員会
- 国連人権理事会 (UNHRC)
- 国連軍縮委員会 (UNDC)
- 常設委員会およびアドホック機関
- その他の機関

諸計画と基金

- 国連薬物犯罪事務所 (UNODC)
- 国連環境計画 (UNEP)
- 国連児童基金 (UNICEF)
- 国連開発計画 (UNDP)
- 国連人口基金 (UNFPA)
- 国連世界食糧計画 (WFP)
- 国連人間居住計画 (UN-HABITAT) など
- その他の機関
- 国連貿易開発会議 (UNCTAD)
- 国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)
- 国連パレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA)
- 国連プロジェクトサービス機関 (UNOPS)
- 国際移住機関 (IOM)
- 国際貿易センター (ITC)
- 国連エイズ合同計画 (UNAIDS)
- ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 (UN-Women)
- 調査訓練機関
- 国連大学 (UNU)
- 国連システム・スタッフ・カレッジ (UNSSC)
- 国連訓練調査研修所 (UNITAR)
- 国連軍縮研究所 (UNIDIR)



解決する機関で、裁判を  
ためには当事国の同意を  
とする。本部はオランダ  
ーグにある。

③重要事項は3分の2以上  
数によって決定される。

④非常任理事国の任期は  
1年ごとに半数ずつ改選さ

⑤常任理事国が一国でも  
すれば決議は採択され  
これを拒否権という。ナ  
脱退を防ぐために導入さ  
といわれる。なお、棄  
否権の行使とはみなされ

⑥実質事項以外の手続ま  
は、理事国の9か国以上  
により行われる。

⑤国際連合の機構図

番号	原文	訂正文
----	----	-----

②国際連合の歩み

1919	パリ講和会議で国際連盟規約作成	1966	「国際人権規約」採択
20	国際連盟成立	71	中華人民共和国の国連代表権承認、中華民国(台湾)追放
28	戦争放棄に関する条約(不戦条約)締結	72	国連人間環境会議(ストックホルム)
44	ダンバートン・オークス会議で国連憲章の基礎を確立	73	東西ドイツ同時加盟
45	サンフランシスコ会議で国際連合憲章を採択 国際連合成立(10月24日)	74	国連資源特別総会で「新国際経済秩序樹立に関する宣言」採択 世界人口会議で世界人口行動計画作成
46	第1回国連総会	78	第1回国連軍縮特別総会
48	「世界人権宣言」採択	91	南北朝鮮同時加盟
50	「平和のための結集」決議採択	92	国連環境開発会議(リオデジャネイロ)
52	国連軍縮委員会設置	93	国連世界人権会議(ウィーン)
54	「原子力の平和利用に関する決議」採択	95	国連世界女性会議(北京) 総会、旧敵国条項削除に合意
56	第1回緊急特別総会 スエズ紛争に対し国連緊急軍派遣 日本加盟	96	包括的核実験禁止条約採択
60	「植民地独立付与宣言」採択	2002	持続可能な開発に関する世界首脳会議(ヨハネスブルク)
62	18か国軍縮委員会発足	03	国際刑事裁判所発足
64	第1回国連貿易開発会議	09	国連安全保障理事会で「核なき世界決議」採択

56

②国際連合の歩み

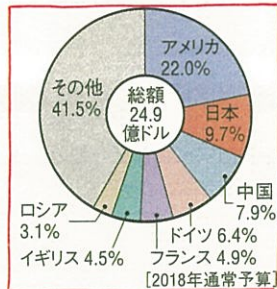
1919	パリ講和会議で国際連盟規約作成	1966	「国際人権規約」採択
20	国際連盟成立	71	中華人民共和国の国連代表権承認、中華民国(台湾)追放
28	戦争放棄に関する条約(不戦条約)締結	72	国連人間環境会議(ストックホルム)
44	ダンバートン・オークス会議で国連憲章の基礎を確立	73	東西ドイツ同時加盟
45	サンフランシスコ会議で国際連合憲章を採択 国際連合成立(10月24日)	74	国連資源特別総会で「新国際経済秩序樹立に関する宣言」採択 世界人口会議で世界人口行動計画作成
46	第1回国連総会	78	第1回国連軍縮特別総会
48	「世界人権宣言」採択	91	南北朝鮮同時加盟
50	「平和のための結集」決議採択	92	国連環境開発会議(リオデジャネイロ)
52	国連軍縮委員会設置	93	国連世界人権会議(ウィーン)
54	「原子力の平和利用に関する決議」採択	95	国連世界女性会議(北京) 総会、旧敵国条項削除に合意
56	第1回緊急特別総会 スエズ紛争に対し国連緊急軍派遣 日本加盟	96	包括的核実験禁止条約採択
60	「植民地独立付与宣言」採択	2002	持続可能な開発に関する世界首脳会議(ヨハネスブルク)
62	18か国軍縮委員会発足	03	国際刑事裁判所発足
64	第1回国連貿易開発会議	09	国連安全保障理事会で「核なき世界決議」採択
		15	「持続可能な開発目標(SDGs)」採択

番号

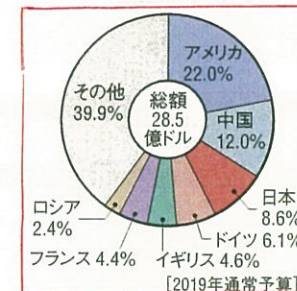
原文

訂正文

57

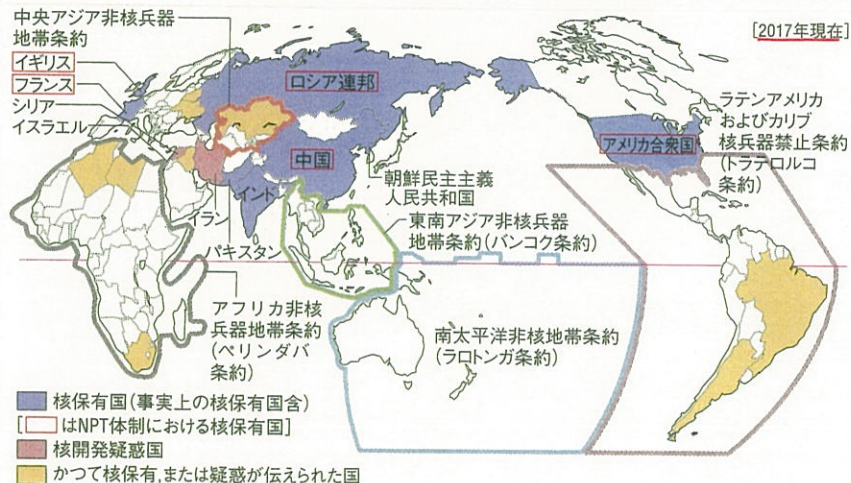


④ ④主要国の国連分担金比率  
(国連広報センター資料) 分担率は総会で決められる。



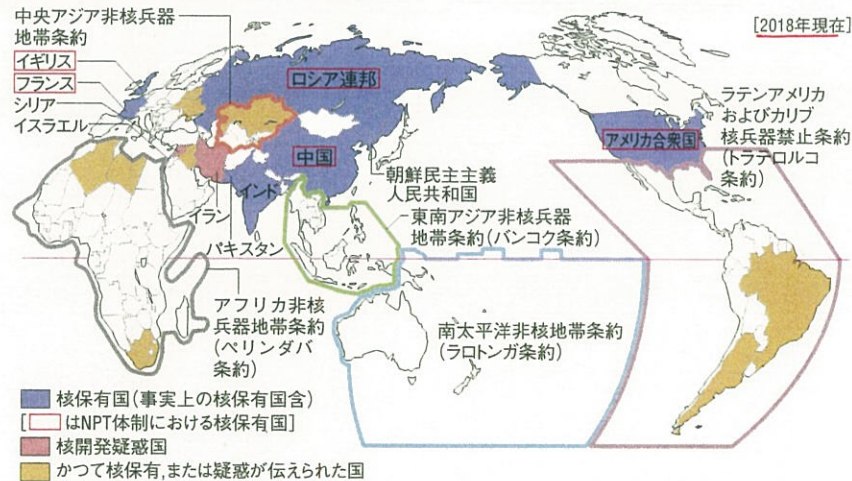
④ ④主要国の国連分担金比率  
(国連広報センター資料) 分担率は総会で決められる。

59



⑤ ⑤アメリカの無人爆撃機  
誘導ミサイルや爆弾を搭載し、アメリカ本土の基地から衛星経由で遠隔操作が可能。イラク戦争などに投入されている。

⑥ ⑥世界の非核地帯と核拡散  
(SIPRI Yearbookほか)



⑤ ⑤アメリカの無人爆撃機  
誘導ミサイルや爆弾を搭載し、アメリカ本土の基地から衛星経由で遠隔操作が可能。イラク戦争などに投入されている。

⑥ ⑥世界の非核地帯と核拡散  
(SIPRI Yearbookほか)

番号	原文	訂正文
----	----	-----

(→p.187)

④冷戦と軍拡・軍縮の歩み

1946	チャーチルの「鉄のカーテン」演説	1978	第1回国連軍縮特別総会開催
47	アメリカ、トルーマン・ドクトリン発表	79	米・中、国交樹立 SALT II調印
48	ソ連、ベルリン封鎖	87	INF全廃条約調印
49	北大西洋条約機構 (NATO) 結成	89	東ドイツ、ベルリンの壁撤去
50	中ソ友好同盟相互援助条約調印 朝鮮戦争おこる	90	東西ドイツ再統一
52	国連軍縮委員会設置	91	戦略兵器削減条約 (START I) 調印 (94年発効)
55	ワルシャワ条約機構 (WTO) 結成		ソ連解体、独立国家共同体 (CIS) 結成
	米・英・仏・ソ4巨頭会議 (ジュネーブ)	93	START II調印
	第1回原水爆禁止世界大会 (広島)	96	包括的核実験禁止条約 (CTBT)、国連総会で採択
57	国際原子力機関 (IAEA) 発足	98	インド、パキスタン核実験 (パキスタンは初)
61	東ドイツ、ベルリンの壁構築	99	対人地雷全面禁止条約発効
62	キューバ危機	2003	戦略攻撃力削減条約 (SORT) 発効
63	米・英・ソ、部分的核実験禁止条約 (PTBT) 調印	06	北朝鮮、核実験 (2017年9月までに6回実施)
68	核拡散防止条約 (NPT) 調印	10	新戦略兵器削減条約 (新START) 調印 (11年発効)
69	中・ソ国境で両国軍隊衝突		クラスター爆弾禁止条約発効
72	第一次戦略兵器制限協定 (SALT I) 調印	14	武器貿易条約発効
74	インド、原爆初実験	17	核兵器禁止条約採択

58

(→p.187)

④冷戦と軍拡・軍縮の歩み

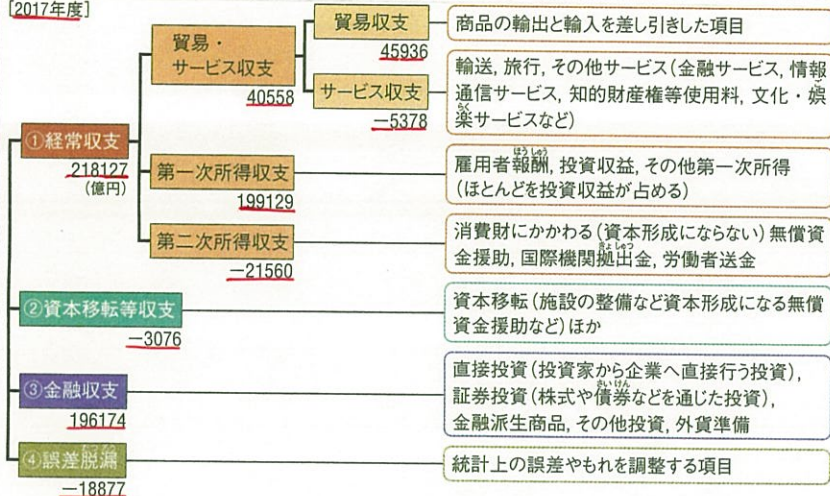
1946	チャーチルの「鉄のカーテン」演説	1978	第1回国連軍縮特別総会開催
47	アメリカ、トルーマン・ドクトリン発表	79	米・中、国交樹立 SALT II調印
48	ソ連、ベルリン封鎖	87	INF全廃条約調印 (2019年失効)
49	北大西洋条約機構 (NATO) 結成	89	東ドイツ、ベルリンの壁撤去
50	中ソ友好同盟相互援助条約調印 朝鮮戦争おこる	90	東西ドイツ再統一
52	国連軍縮委員会設置	91	戦略兵器削減条約 (START I) 調印 (94年発効)
55	ワルシャワ条約機構 (WTO) 結成		ソ連解体、独立国家共同体 (CIS) 結成
	米・英・仏・ソ4巨頭会議 (ジュネーブ)	93	START II調印
	第1回原水爆禁止世界大会 (広島)	96	包括的核実験禁止条約 (CTBT)、国連総会で採択
57	国際原子力機関 (IAEA) 発足	98	インド、パキスタン核実験 (パキスタンは初)
61	東ドイツ、ベルリンの壁構築	99	対人地雷全面禁止条約発効
62	キューバ危機	2003	戦略攻撃力削減条約 (SORT) 発効
63	米・英・ソ、部分的核実験禁止条約 (PTBT) 調印	06	北朝鮮、核実験 (2017年9月までに6回実施)
68	核拡散防止条約 (NPT) 調印	10	新戦略兵器削減条約 (新START) 調印 (11年発効)
69	中・ソ国境で両国軍隊衝突		クラスター爆弾禁止条約発効
72	第一次戦略兵器制限協定 (SALT I) 調印	14	武器貿易条約発効
74	インド、原爆初実験	17	核兵器禁止条約採択

番号

原文

訂正文

[2017年度]



### 貿易赤字 高で輸出減

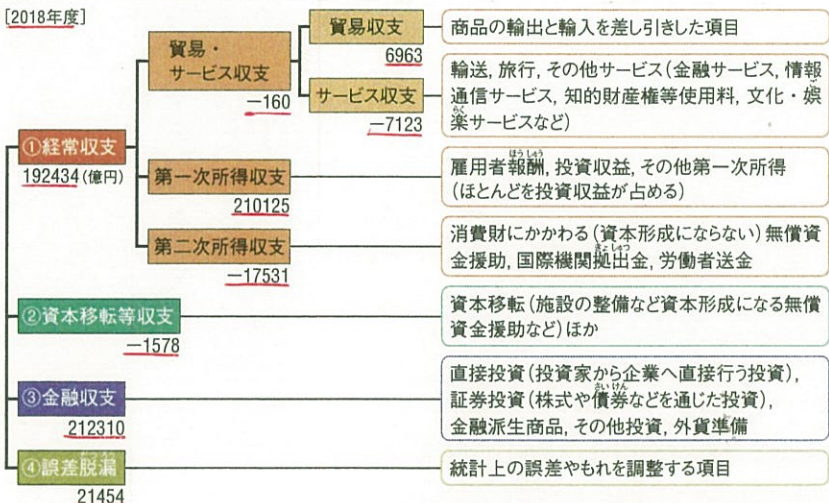
貿易赤字は、輸出が輸入を上回らない状態を指す。高水準の貿易赤字は、輸出の減少や輸入の増加による。

③ 日本の貿易赤字を伝える 新聞記事(2012年)

④ 国際収支の体系と日本の国際収支 (財政金融統計月報) 統計上、①+②-③+④=0 となる。

60

[2018年度]



### 貿易赤字 高で輸出減

貿易赤字は、輸出が輸入を上回らない状態を指す。高水準の貿易赤字は、輸出の減少や輸入の増加による。

③ 日本の貿易赤字を伝える 新聞記事(2012年)

④ 国際収支の体系と日本の国際収支 (財政金融統計月報) 統計上、①+②-③+④=0 となる。

61

(億円)

	2000年度	2010年度	2017年度
経常収支	135804	179736	218127
貿易・サービス収支	63573	52225	40558
貿易収支	117226	80331	45936
サービス収支	-53653	-28106	-5378
第一次所得収支	81604	139260	199129
第二次所得収支	-9373	-11749	-21560
資本移転等収支	-6517	-4804	-3076
金融収支	132933	216010	196174
誤差脱漏	3646	41078	-18877

① 日本の国際収支(財政金融統計月報)

(億円)

	2000年度	2010年度	2018年度
経常収支	135804	179736	192434
貿易・サービス収支	63573	52225	-160
貿易収支	117226	80331	6963
サービス収支	-53653	-28106	-7123
第一次所得収支	81604	139260	210125
第二次所得収支	-9373	-11749	-17531
資本移転等収支	-6517	-4804	-1578
金融収支	132933	216010	212310
誤差脱漏	3646	41078	21454

① 日本の国際収支(財政金融統計月報)

62

原文

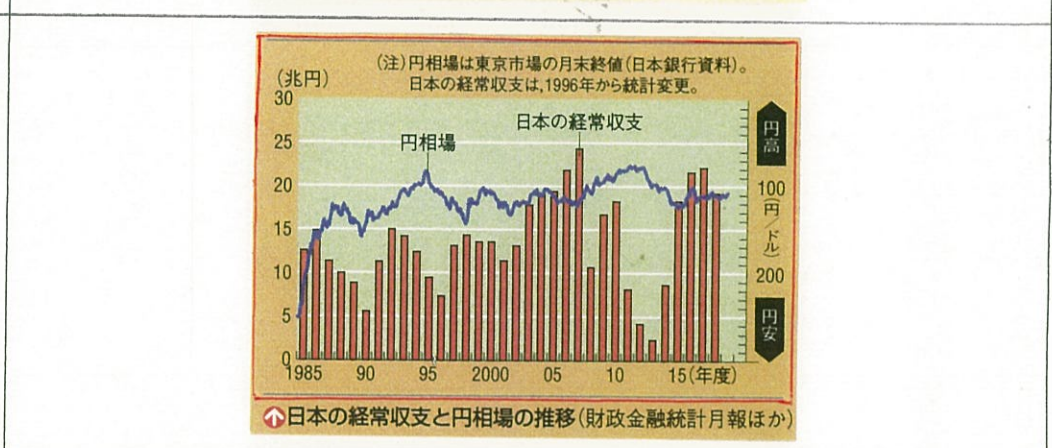
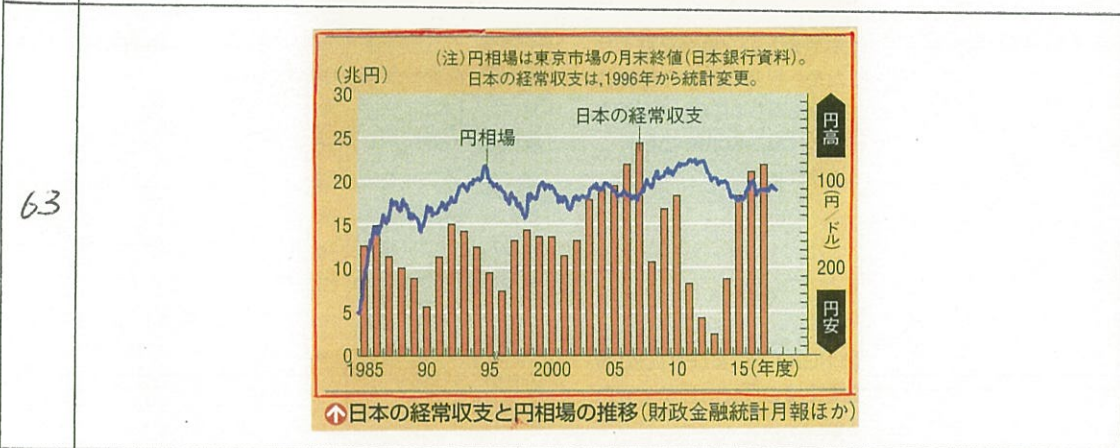
	[2016年] (100万米ドル)				金融収支
	経常収支	貿易・サービス収支	第一次所得収支	第二次所得収支	
日本	187300	40300	166600	-19600	270700
アメリカ	-481200	-500600	180600	-161200	-408600
イギリス	-115500	-50200	-32300	-33000	-151700
ドイツ	289000	275900	57200	-44100	258600
フランス	-21100	-29500	58000	-49600	-35000
イタリア	47707	63281	2905	-18479	71344
中国	196380	249914	-44013	-9520	416992

↑おもな国の国際収支(世界の統計2018)

訂正文

	[2017年] (100万米ドル)				金融収支
	経常収支	貿易・サービス収支	第一次所得収支	第二次所得収支	
日本	195801	37720	176927	-18846	133819
アメリカ	-449137	-552269	221728	-118596	-330174
イギリス	-98374	-29008	-42404	-26962	-93359
ドイツ	291459	275722	76610	-60873	317744
フランス	-13306	-23893	59917	-49330	-30731
イタリア	55442	59518	12491	-16567	68576
中国	164887	210728	-34444	-11397	-148612

↑おもな国の国際収支(世界の統計2019)



65

打ち立てることは重要な課題である。WTOは自由貿易を拡大するための新たなラウンドとしてドーハ・ラウンド<sup>⑤</sup>を立ち上げたが、加盟国が拡大して先進国と発展途上国や先進国間の利害が対立し、農業分野での対立など交渉は暗礁に乗り上げている。  
(→p.172①) (→p.197) ていまい

打ち立てることは重要な課題である。WTOは自由貿易を拡大するための新たなラウンドとしてドーハ・ラウンド<sup>⑤</sup>を立ち上げたが、加盟国が拡大して先進国と発展途上国や先進国間の利害が対立し、2011年に交渉の休止が宣言された。  
(→p.172①) (→p.197) ていまい

66

(経済連携協定)<sup>⑦</sup> れんけい を締結する動きが進んでいる。現在では250をこえる free trade agreement economic partnership agreement<sup>⑧</sup> 協定が結ばれており、成果をあげているものも多いが、協定を結んでい

(経済連携協定)<sup>⑦</sup> れんけい を締結する動きが進んでいる。現在では300をこえる free trade agreement economic partnership agreement<sup>⑧</sup> 協定が結ばれており、成果をあげているものも多いが、協定を結んでい

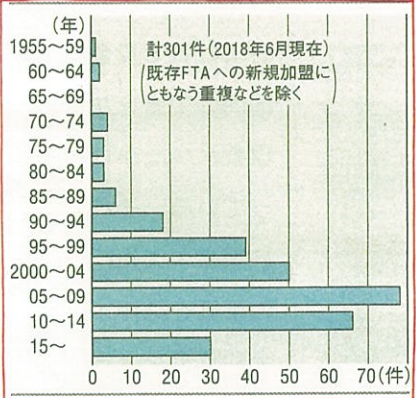
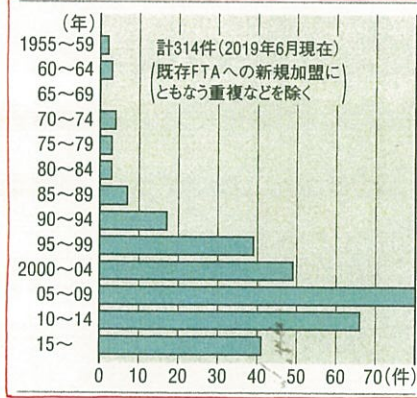
67

が進められている。2016年には環太平洋経済連携協定 (TPP) が調印されたほか、さらに東アジア地域包括的経済連携 (RCEP) など、ほかの国々や地域とも交渉が進められている。  
Trans-Pacific Partnership (→p.179)  
ほうかつ Regional Comprehensive Economic Partnership

が進められている。2018年には環太平洋経済連携協定 (TPP) が調印されたほか、さらに東アジア地域包括的経済連携 (RCEP) など、ほかの国々や地域とも交渉が進められている。  
Trans-Pacific Partnership (→p.179) 2018年発効  
ほうかつ Regional Comprehensive Economic Partnership





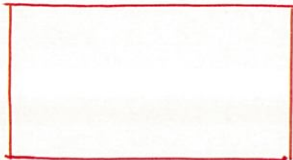
番号	原文	訂正文
68	 <p>計301件(2018年6月現在) (既存FTAへの新規加盟に ともなう重複などを除く)</p> <p>③世界のFTA件数の推移(ジェトロ資料)</p>	 <p>計314件(2019年6月現在) (既存FTAへの新規加盟に ともなう重複などを除く)</p> <p>③世界のFTA件数の推移(ジェトロ資料)</p>
69	<p>ようになった。特に企業会計の分野では、欧州を中心に100か国以上で使われている国際会計基準(IFRS)への共通化が進められている。</p>	<p>ようになった。特に企業会計の分野では、欧州を中心に140か国以上で使われている国際会計基準(IFRS)への共通化が進められている。</p>
72	<p>諸島フォーラム(PIF)という地域機構ももっている。また、2016年には環太平洋経済連携協定(TPP)が調印され、関税の撤廃などの経済協力の動きが強まっている。</p>	<p>諸島フォーラム(PIF)という地域機構ももっている。また、2018年には環太平洋経済連携協定(TPP)が調印され、関税の撤廃などの経済協力の動きが強まっている。</p>
73	<p>しては初の南米南部共同市場(メルコスール)の発足が合意された。また、カナダ、アメリカ、メキシコからなる北米自由貿易協定(NAFTA)は1994年に発効した。2008年には政治・経済的な地域統合をめざし、南アメリカ12か国による南米諸国連合(UNASUR)の設立が合意された。</p>	<p>しては初の南米南部共同市場(メルコスール)の発足が合意された。また、カナダ、アメリカ、メキシコからなる北米自由貿易協定(NAFTA)は1994年に発効した。2008年には政治・経済的な地域統合をめざし、南アメリカ12か国による南米諸国連合(UNASUR)の設立が合意された。</p> <p>④ASEAN関連首脳会議 (ミャンマー、2014年)</p> <p>⑥関税撤廃、金融・投資の自由化などをおもな目的としている。</p> <p>④ASEAN関連首脳会議 (ミャンマー、2014年)</p> <p>⑥2018年にNAFTAに代わって米国・メキシコ・カナダ協定(USMCA)が調印された。</p>

番号

原文

訂正文

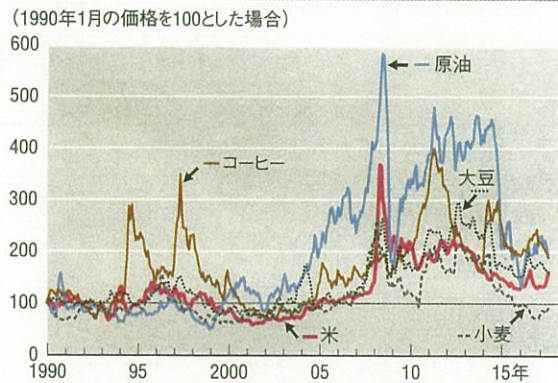
その枠組みを決められる状況ではなく、<sup>ブリックス</sup>BRICSなどの新興国も含めた新秩序形成が必要である。その一方で、「アメリカ・ファースト」をとるトランプ大統領は保護主義の動きを強め、各国との間で貿易摩擦を引き起こしている。世界の経済秩序を維持し、経済を発展させるために、日本はどのような役割が果たせるかが問われている。<sup>70</sup>



70

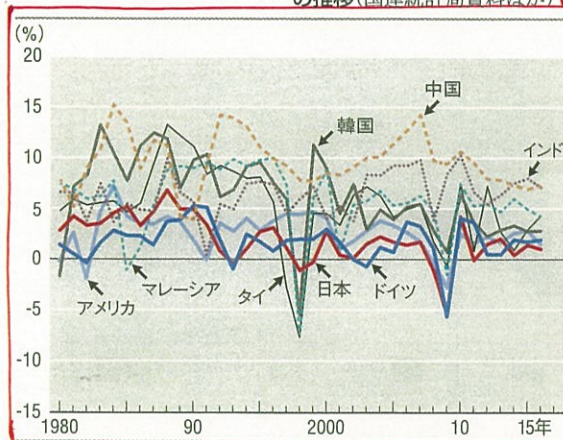
⑤各国の実質GDP成長率の推移(国連統計局資料ほか)

70  
71



④おもな一次産品の価格の推移(IMF資料)

71

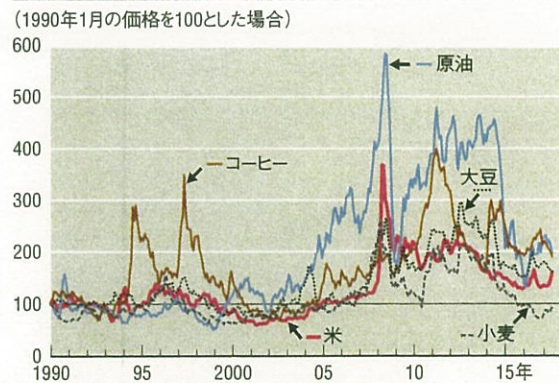


その枠組みを決められる状況ではなく、<sup>ブリックス</sup>BRICSなどの新興国も含めた新秩序形成が必要である。その一方で、「アメリカ・ファースト」をとるトランプ大統領は保護主義の動きを強め、各国との間で貿易摩擦を引き起こしている。世界の経済秩序を維持し、経済を発展させるために、日本はどのような役割が果たせるかが問われている。<sup>6</sup> <sup>70</sup>

⑥近年、インターネット上で決済などができる暗号資産(仮想通貨)が急速に拡大し、国際経済への影響が注目されている。

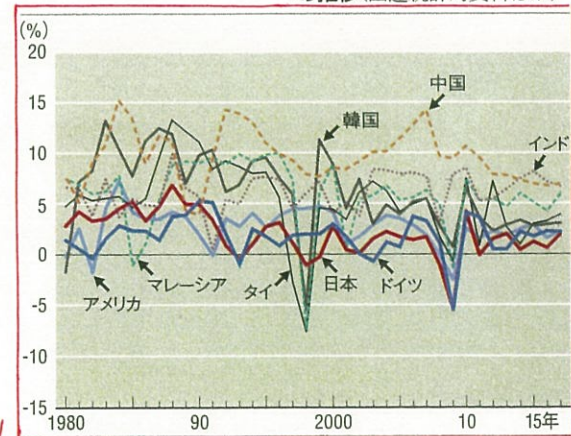
70

⑤各国の実質GDP成長率の推移(国連統計局資料ほか)



④おもな一次産品の価格の推移(IMF資料)

71

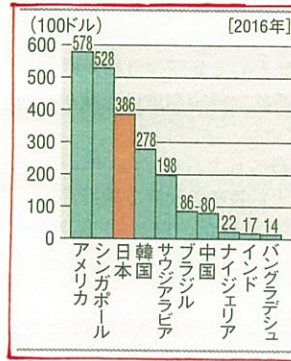


番号

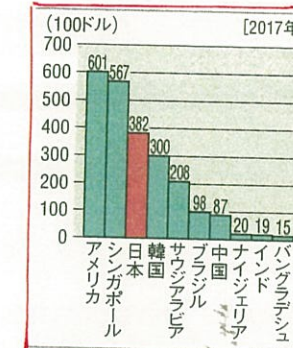
原文

訂正文

74



①おもな国の一人あたり GDP (世界銀行資料)



①おもな国の一人あたり GDP (世界銀行資料)

75

76

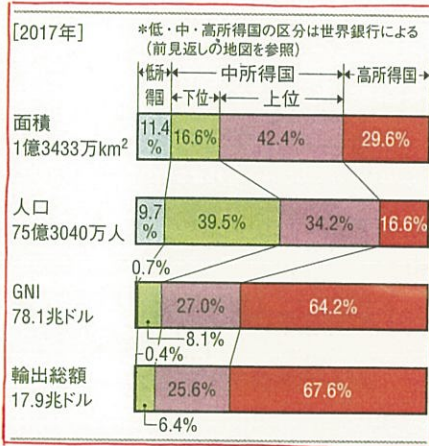
⑤LDCは、国連の経済社会理事会によって3年ごとに認定基準が見直される。47か国がこれに該当する(2018年9月現在)。



②UNCTAD総会 (ケニア, 2016年) ほぼ4年に1回開催される。

③南北間の格差 (世界銀行資料)

このような南の国々間の格差からこうした発展途上国間の格差に加え



76

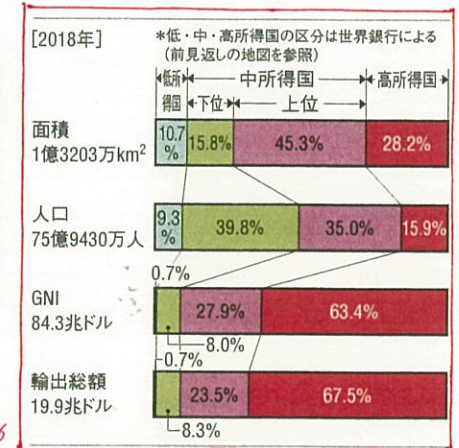
このような南の国々間の格差からこうした発展途上国間の格差に加え

⑤LDCは、国連の経済社会理事会によって3年ごとに認定基準が見直される。47か国がこれに該当する(2019年9月現在)。



②UNCTAD総会 (ケニア, 2016年) ほぼ4年に1回開催される。

③南北間の格差 (世界銀行資料)



76

78

1982年に広島市長が提唱した「核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画」にもとづく平和首長会議には、世界160か国・地域の6000以上の都市が賛同している。また、広島、長崎では資料館の

1982年に広島市長が提唱した「核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画」にもとづく平和首長会議には、世界163か国・地域の7000以上の都市が賛同している。また、広島、長崎では資料館の

番号

原文

訂正文

77

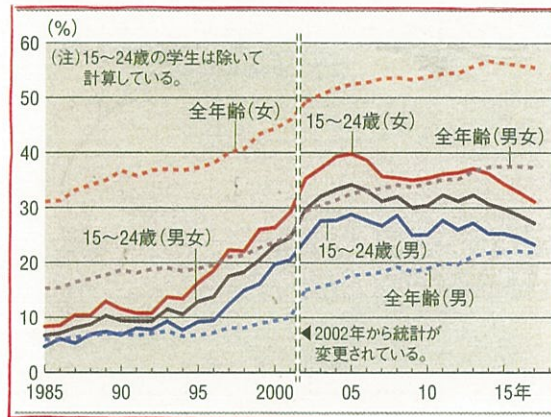


旧ユーゴスラビア各国の民族分布

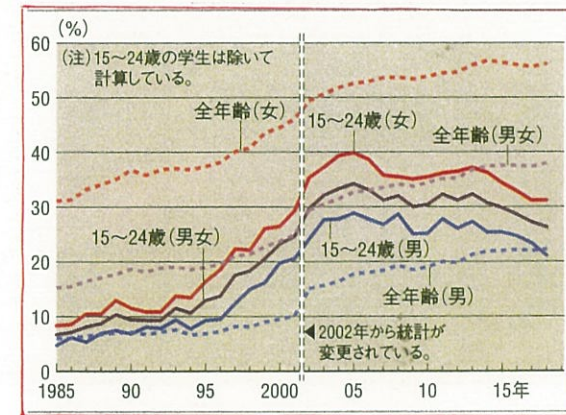


旧ユーゴスラビア各国の民族分布

79



若年層の非正規雇用率の推移(労働力調査)



若年層の非正規雇用率の推移(労働力調査)

80

将来世代に対する負の遺産には、国民全員が一人あたり約880万円の借金を背負うとされる公債残高などの問題がある。これらについては、現状

(→p.128)

将来世代に対する負の遺産には、国民全員が一人あたり約890万円の借金を背負うとされる公債残高などの問題がある。これらについては、現状

(→p.128)

82

番号	原文	訂正文
81	<p>紙状態である。一方で、安定的な電力供給の柱として、原子力発電を「ベースロード電源」と位置づけ、<u>既存の原子力発電所を再稼働する動きもある。</u><sup>(→p.16,18)</sup>しかし<u>そのためには</u>、今回の事故についてじゅうぶんに検証し、自然災害や人為的な事故などのリスクを織り込んだ安全評価や安全対策、アクシデント発生時の避難計画をたて、国民の理解や近隣住民や自治体の合意を得ることが欠かせない。</p>	<p>紙状態である。一方で、安定的な電力供給の柱として、原子力発電が「ベースロード電源」と位置づけられ、<u>再稼働した原子力発電所もある。</u><sup>(→p.16,18)</sup>しかし<u>再稼働にあたっては</u>、今回の事故についてじゅうぶんに検証し、自然災害や人為的な事故などのリスクを織り込んだ安全評価や安全対策、アクシデント発生時の避難計画をたて、国民の理解や近隣住民や自治体の合意を得ることが欠かせない。</p>

自己決定権が法的に問題になる事例としてどのようなものがあるか、調べてみよう。

世界人権宣言を条約の形にまとめ、法的拘束力をもたせたもので、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約)」と「市民的及び政治的権利に関する国際規約(B規約)」ほかからなる。A規約は社会権規約、B規約は自由権規約ともよばれる(→p.160)。



5 子ども(児童)の権利条約の啓発ポスター(外務省)

政治的主張や宗教などを理由に拘束されている人々(「良心の囚人」とよばれる)の釈放や死刑廃止などを訴え、人権擁護を目的に、国際的に活動しているNGO。1977年にノーベル平和賞を受賞している。

定住外国人の参政権を求める決議を採択した自治体もあり、また最高裁も憲法は法律により地方参政権を与えることを禁じていないとする見解を示している。

人権に関するさまざまな国際条約に日本はどのように対応してきたか、調べてみよう。

国際的な人権保障の歩み

自己決定権 ■ どのように生き、どう死ぬのか。急速に発達してきている医療をどこまで受け、どこから先は拒否するのかなど、生き方に関して個人が決めるという内容をもつ自己決定権も主張されている。具体的には医療の方法や尊厳死など、自己の生命や身体に関するもの、妊娠や出産など家庭生活に関するものなどがあげられる。こうした自己決定権は、幸福追求権にもとづく。

人権保障の広がり

人権保障は、それぞれの国内の問題として始まったが、今日では、国境をこえて守られるべきものとなっている。人権が、人が生まれながらにもつ自然権である以上、当然の方向性であるともいえよう。

国連で採択された世界人権宣言や国際人権規約はさまざまな権利を定めている。人種差別撤廃条約、女子差別撤廃条約、子ども(児童)の権利条約などの多くの国際的な条約も定められてきている。成年男子に比べ遅れがちであった女性や子どもの権利保障が、国際条約がきっかけとなって進むこともある。女子差別撤廃条約の批准に向けて、男女雇用機会均等法が成立(1986年施行)したことなどである。国際的な人権保障のためには、アムネスティ・インターナショナルなどのNGO(非政府組織)も大きな役割を果たしている。

外国人が国内でもつ権利に関しては、外国人という理由で不当な差別や迫害が許されないのは当然である。歴史的な理由で日本に定住している外国人の権利保障についても議論が進められており、彼らが地方自治体の参政権をもつようにすべきという主張もある。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動が、ヘイトスピーチ(憎悪表現)として問題になっており、これによる人権侵害を防止するための啓発活動が行われているほか、対策のための法律も制定されている。

1948	世界人権宣言採択	1979	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約採択
51	難民の地位に関する条約採択	89	子ども(児童)の権利条約採択
53	婦人の参政権に関する条約採択		市民的及び政治的権利に関する国際規約の第二選択議定書(死刑廃止条約)採択
65	あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約採択	2006	障害者の権利条約採択
66	国際人権規約採択	07	先住民族の権利に関する国連宣言採択
	経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約)採択	08	経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の選択議定書採択
	市民的及び政治的権利に関する国際規約(B規約)採択		
	市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書採択		

⑤ 自己決定権が法的に問題になる事例としてどのようなものがあるか、調べてみよう。

④ 世界人権宣言を条約の形にまとめ、法的拘束力をもたせたもので、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約)」と「市民的及び政治的権利に関する国際規約(B規約)」ほかからなる。A規約は社会権規約、B規約は自由権規約ともよばれる(→p.160)。



④ 国子ども(児童)の権利条約の啓発ポスター(外務省)

④ 政治的主張や宗教などを理由に拘束されている人々(「良心の囚人」とよばれる)の釈放や死刑廃止などを訴え、人権擁護を目的に、国際的に活動しているNGO。1977年にノーベル平和賞を受賞している。

④ 定住外国人の参政権を求める決議を採択した自治体もあり、また最高裁も憲法は法律により地方参政権を与えることを禁じていないとする見解を示している。

⑤ 人権に関するさまざまな国際条約に日本はどのように対応してきたか、調べてみよう。

⑥ 国際的な人権保障の歩み

■ 自己決定権 ■ どのように生き、どう死ぬのか。急速に発達してきている医療をどこまで受け、どこから先は拒否するのかなど、生き方に関して個人が決めるという内容をもつ自己決定権も主張されている。具体的には医療の方法や尊厳死など、自己の生命や身体に関するもの、妊娠や出産など家庭生活に関するものなどがあげられる。こうした自己決定権は、幸福追求権にもとづく。

人権保障の広がり

人権保障は、それぞれの国内の問題として始まったが、今日では、国境をこえて守られるべきものとなっている。人権が、人が生まれながらにもつ自然権である以上、当然の方向性であるともいえよう。

国連で採択された世界人権宣言や国際人権規約はさまざまな権利を定めている。人種差別撤廃条約、女子差別撤廃条約、子ども(児童)の権利条約などの多くの国際的な条約も定められてきている。成年男子に比べ遅れがちであった女性や子どもの権利保障が、国際条約がきっかけとなって進むこともある。女子差別撤廃条約の批准に向けて、男女雇用機会均等法が成立(1986年施行)したことなどである。国際的な人権保障のためには、アムネスティ・インターナショナルなどのNGO(非政府組織)も大きな役割を果たしている。

外国人が国内でもつ権利に関しては、外国人という理由で不当な差別や迫害が許されないのは当然である。歴史的な理由で日本に定住している外国人の権利保障についても議論が進められており、彼らが地方自治体の参政権をもつようにすべきという主張もある。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動が、ヘイトスピーチ(憎悪表現)として問題になっており、これによる人権侵害を防止するため啓発活動が行われているほか、対策のための法律も制定されている。

1948 世界人権宣言採択	1979 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約採択
51 難民の地位に関する条約採択	89 子ども(児童)の権利条約採択
53 婦人の参政権に関する条約採択	市民的及び政治的権利に関する国際規約の第二選択議定書(死刑廃止条約)採択
65 あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約採択	2006 障害者の権利条約採択
66 国際人権規約採択	07 先住民族の権利に関する国連宣言採択
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約)採択	08 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(B規約)採択
市民的及び政治的権利に関する国際規約(B規約)採択	
市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書採択	

8



訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
前見返		(添付別紙 1 参照)	(添付別紙 2 参照)
前見返		(添付別紙 1 参照)	(添付別紙 2 参照)
前見返		(添付別紙 1 参照)	(添付別紙 2 参照)
149	左上グラフ	(添付別紙 3 参照)	(添付別紙 3 参照)
166	下グラフ	(添付別紙 3 参照)	(添付別紙 3 参照)
175	右下地図	(添付別紙 4 参照)	(添付別紙 4 参照)
175	右下地図	(添付別紙 4 参照)	(添付別紙 4 参照)
178	左下地図	(添付別紙 4 参照)	(添付別紙 4 参照)
179	下地図	(添付別紙 5 参照)	(添付別紙 5 参照)
後見返	下	(添付別紙 6 参照)	(添付別紙 6 参照)
178	左下地図	(添付別紙 4 参照)	(添付別紙 4 参照)
178	左下地図	(添付別紙 4 参照)	(添付別紙 4 参照)
前見返		(添付別紙 1 参照)	(添付別紙 2 参照)

# 世界の国々とその結合

- アイスランド
- デンマーク
- オランダ
- イギリス
- アイルランド
- ベルギー
- フランス
- ルクセンブルク
- スペイン
- アンドラ
- ポルトガル
- ギリシャ
- チェコ
- スロバキア
- ハンガリー
- ポーランド
- スロベニア
- クロアチア
- リトアニア
- エストニア
- ラトビア
- リトアニア
- エストニア
- ラトビア
- リトアニア
- エストニア
- ラトビア



一人あたりGNI(米ドル)

12476以上 (高所得国)

4036~12475 (中所得国・上位)

1026~4035 (中所得国・下位)

1025以下 (低所得国)

不明

調査年2017年 (世界銀行 "World Development Indicators")

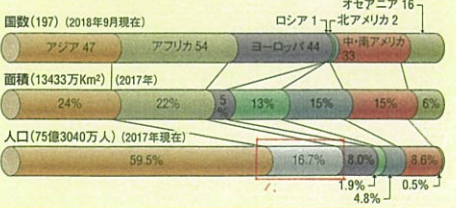
2018年9月末現在

国連加盟国は黒字

非加盟の独立国は赤字

は属領をあらわす

は200海里水域



- NATO (29ヶ国)**
- カナダ
  - アメリカ合衆国
  - トルコ
  - アルバニア
  - モンテネグロ
  - ブルガリア
  - エストニア
  - リトアニア
  - スロバキア
  - ハンガリー
  - ルーマニア
  - ジョージア
  - アイスランド
  - スウェーデン
  - フィンランド
  - ポーランド
  - チェコ
  - スロベニア
  - クロアチア
  - デンマーク
  - オランダ
  - ベルギー
  - ルクセンブルク
  - ドイツ
  - フランス
  - イタリア
  - ギリシャ
  - ポルトガル
  - スペイン
  - アイスランド
  - リトアニア
  - スロバキア
  - ハンガリー
  - ルーマニア
  - ジョージア
  - アイスランド
  - スウェーデン
  - フィンランド
  - ポーランド
  - チェコ
  - スロベニア
  - クロアチア
  - デンマーク

- EU (28ヶ国)**
- オランダ
  - ベルギー
  - ルクセンブルク
  - ドイツ
  - フランス
  - イタリア
  - ギリシャ
  - ポルトガル
  - スペイン
  - アイスランド
  - リトアニア
  - スロバキア
  - ハンガリー
  - ルーマニア
  - ジョージア
  - アイスランド
  - スウェーデン
  - フィンランド
  - ポーランド
  - チェコ
  - スロベニア
  - クロアチア
  - デンマーク
  - オランダ
  - ベルギー
  - ルクセンブルク
  - ドイツ
  - フランス
  - イタリア
  - ギリシャ
  - ポルトガル
  - スペイン
  - アイスランド
  - リトアニア
  - スロバキア
  - ハンガリー
  - ルーマニア
  - ジョージア
  - アイスランド
  - スウェーデン
  - フィンランド
  - ポーランド
  - チェコ
  - スロベニア
  - クロアチア
  - デンマーク

- OPEC (15ヶ国)**
- ベネズエラ
  - イラク
  - クウェート
  - サウジアラビア
  - アラブ首長国連邦
  - カタール
  - アンゴラ
  - ガボン
  - 赤道ギニア
  - コンゴ共和国
  - アルジェリア
  - リビア
  - エジプト
  - ナイジェリア
  - 赤道ギニア
  - コンゴ共和国

- ASEAN (10ヶ国)**
- タイ
  - マレーシア
  - フィリピン
  - インドネシア
  - シンガポール
  - ブルネイ
  - ベトナム
  - ラオス
  - ミャンマー
  - カンボジア

- OECD (36ヶ国)**
- アメリカ合衆国
  - カナダ
  - メキシコ
  - イギリス
  - フランス
  - ドイツ
  - イタリア
  - ベルギー
  - オランダ
  - ルクセンブルク
  - ギリシャ
  - チェコ
  - ハンガリー
  - スウェーデン
  - デンマーク
  - アイスランド
  - フィンランド
  - アイルランド
  - スイス
  - オーストラリア
  - キリジャ
  - トルコ
  - ポルトガル
  - 日本
  - 韓国
  - オーストラリア
  - ニュージーランド
  - ポーランド
  - チェコ
  - ハンガリー
  - スロバキア
  - デンマーク
  - アイスランド
  - フィンランド
  - アイルランド
  - スイス
  - オーストラリア

- ラテンアメリカ経済機構 (26ヶ国)**
- ALADI加盟国 (13ヶ国)
  - メキシコ
  - グアテマラ
  - ベリーズ
  - ホンジュラス
  - エルサルバドル
  - ニカラグア
  - パナマ
  - ハイチ
  - ドミニカ共和国
  - セントクリストファー・ネイビス
  - アンティグア・バーブーダ
  - ドミニカ
  - セントルシア
  - セントビンセント・グレナディーン諸島
  - バハマ
  - トリニダード・トバゴ
  - ガイアナ
  - アルゼンチン
  - ブラジル
  - ウルグアイ
  - ペルー
  - ボリビア
  - パラグアイ
  - ウルグアイ
  - メルクスール (6ヶ国)

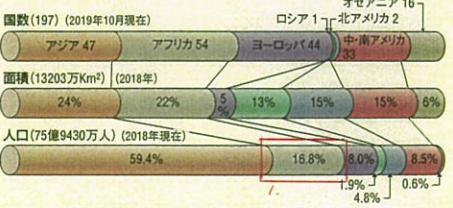
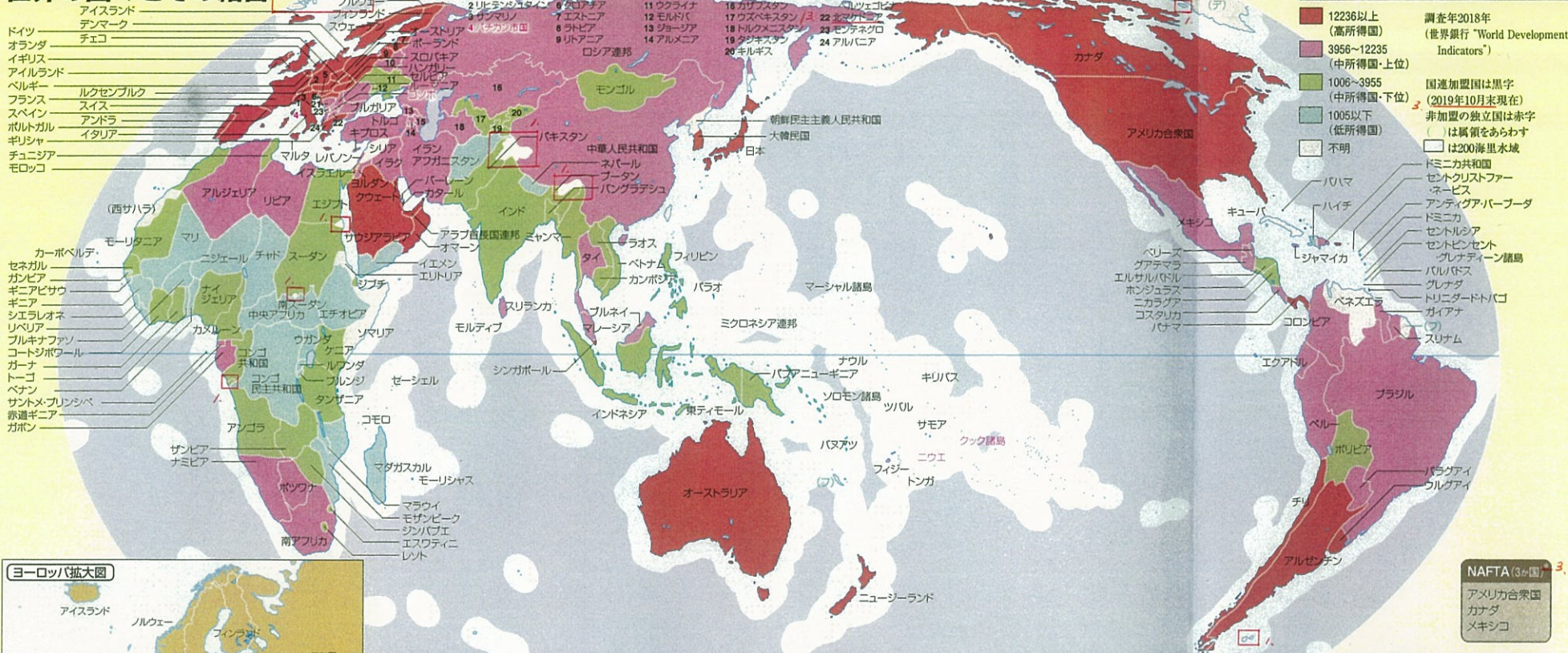
- アフリカ連合 (AU) (55ヶ国・地域)**
- アフリカ圏の全独立国と西サハラ

- CIS (11ヶ国)**
- ロシア連邦
  - ウクライナ
  - ベラルーシ
  - カザフスタン
  - ウズベキスタン
  - トルクメニスタン
  - タジキスタン
  - キルギス
  - アルメニア
  - アゼルバイジャン
  - モルドバ

- APEC (21ヶ国・地域)**
- 日本
  - アメリカ合衆国
  - カナダ
  - オーストラリア
  - ニュージーランド
  - 韓国
  - シンガポール
  - マレーシア
  - インドネシア
  - フィリピン
  - タイ
  - ブルネイ
  - 中国
  - 台湾
  - 香港
  - メキシコ
  - チリ
  - バハマ
  - ペルー
  - ベトナム

- 上海協力機構 (8ヶ国)**
- 中国
  - ロシア連邦
  - カザフスタン
  - ウズベキスタン
  - タジキスタン
  - キルギス
  - インド
  - パキスタン

# 世界の国々とその結合



- NATO (29ヶ国)**
  - カナダ
  - アメリカ合衆国
  - トルコ
  - アルバニア
  - モンテネグロ
  - オランダ
  - ベルギー
  - ルクセンブルク
  - ドイツ
  - フランス
  - イタリア
  - スペイン
  - リヒテンシュタイン
  - ギリシャ
  - スロバキア
  - スロベニア
  - ハンガリー
  - ポーランド
  - ハンガリー
  - エストニア
  - デンマーク
  - アイスランド
  - スイス
  - リヒテンシュタイン
  - リトアニア
  - スロバキア
  - スロベニア
  - ブルガリア
  - ルーマニア
>
  - クロアチア
- EFTA (4ヶ国)**
  - アイスランド
  - スイス
  - リヒテンシュタイン
- EU (28ヶ国)**
  - オランダ
  - ベルギー
  - ルクセンブルク
  - ドイツ
  - フランス
  - イタリア
  - アイスランド
  - デンマーク
  - オーストリア
  - スウェーデン
  - ギリシャ
  - スペイン
  - ポルトガル
  - チェコ
  - ポーランド
  - ハンガリー
  - エストニア
  - ラトビア
  - フィンランド
  - マルタ
  - スウェーデン
  - キプロス
- アフリカ連合 (AU) (55ヶ国・地域)**
  - アフリカ圏の全独立国と西サハラ
- CIS (11ヶ国)**
  - ロシア連邦
  - ウクライナ
  - ベラルーシ
  - カザフスタン
  - ウズベキスタン
  - トルクメニスタン
  - タジキスタン
  - キルギス
  - アルメニア
  - アゼルバイジャン
  - モルドバ

- OPEC (14ヶ国)**
  - ベネズエラ
  - イラン
  - ナイジェリア
  - エクアドル
  - イラク
  - クウェート
  - サウジアラビア
  - アラブ首長国連邦
  - バレーン
  - シリア
  - アンゴラ
  - ガボン
  - 赤道ギニア
  - コンゴ共和国
  - アルジェリア
  - リビア
- ASEAN (10ヶ国)**
  - タイ
  - マレーシア
  - フィリピン
  - インドネシア
  - シンガポール
  - ブルネイ
  - ベトナム
  - ラオス
  - ミャンマー
  - カンボジア
- OECD (36ヶ国)**
  - アメリカ合衆国
  - カナダ
  - メキシコ
  - イギリス
  - フランス
  - ドイツ
  - イタリア
  - ベルギー
  - オランダ
  - ルクセンブルク
  - フィンランド
  - アイスランド
  - デンマーク
  - アイスランド
  - フィンランド
  - スウェーデン
  - オーストリア
  - ギリシャ
  - トルコ
  - スペイン
  - ポルトガル
  - 日本
  - 韓国
  - オーストラリア
  - ニュージーランド
  - オランダ
  - ルクセンブルク
  - ハンガリー
  - スロバキア
  - チェコ
  - ハンガリー
  - スロバキア
  - チリ
  - スロベニア
  - イスラエル
  - エストニア
  - ラトビア
  - リトアニア
- ラテンアメリカ経済機構 (26ヶ国)**
  - はALADI加盟国 (13ヶ国)
  - メキシコ
  - グアテマラ
  - ベネズエラ
  - ホンジュラス
  - エルサルバドル
  - ニカラグア
  - コロンビア
  - ペルー
  - チリ
  - キューバ
  - ジャマイカ
  - チリ
  - ペルー
  - コロンビア
  - エクアドル
  - スリナム
  - ガイアナ
  - アルゼンチン
  - ブラジル
  - ウルグアイ
  - ベネズエラ
  - ボリビア
  - メルコスール (6ヶ国)
- OAPEC (10ヶ国)**
  - イラク
  - クウェート
  - サウジアラビア
  - アラブ首長国連邦
  - バレーン
  - シリア
  - アルジェリア
  - リビア
  - エジプト
  - カタール
- APEC (21ヶ国・地域)**
  - 日本
  - アメリカ合衆国
  - カナダ
  - オーストラリア
  - ニュージーランド
  - 韓国
  - シンガポール
  - マレーシア
  - インドネシア
  - フィリピン
  - タイ
  - ブルネイ
  - 中国
  - 台湾
  - 香港
  - メキシコ
  - チリ
  - バハニューギニア
  - ロシア
  - ペルー
  - ベトナム
- 上海協力機構 (8ヶ国)**
  - 中国
  - ロシア連邦
  - カザフスタン
  - ウズベキスタン
  - タジキスタン
  - インド
  - パキスタン
  - キルギス

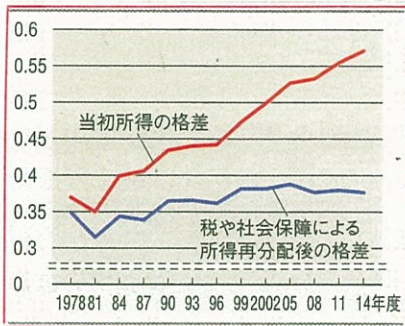
\*2018年にNAFTAに代わって米・メキシコ・カナダ協定(USMCA)が調印された。

番号

原文

訂正文

4



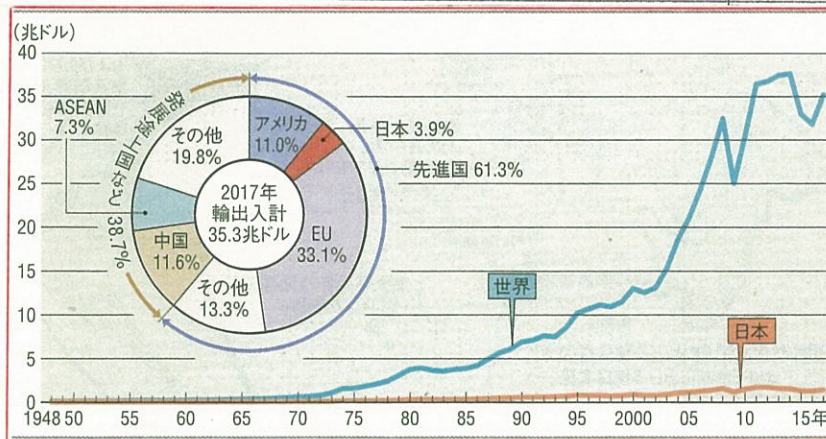
④所得のジニ係数の推移(厚生労働省「所得再分配調査」) ジニ係数は所得や資産などの格差をはかる指数。0から1までの値をとり、すべての人の所得が等しいと0、一人がすべての所得を得ていると1となり、1に近いほど格差が大きいことを示している。



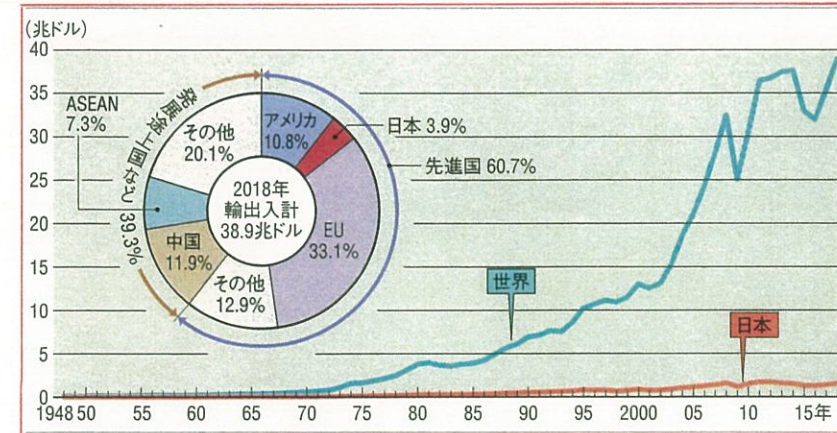
④所得のジニ係数の推移(厚生労働省「所得再分配調査」) ジニ係数は所得や資産などの格差をはかる指数。0から1までの値をとり、すべての人の所得が等しいと0、一人がすべての所得を得ていると1となり、1に近いほど格差が大きいことを示している。

5

③世界の貿易額(輸出入計)の推移と地域別割合 (IMF資料)



③世界の貿易額(輸出入計)の推移と地域別割合 (IMF資料)



③世界の貿易額(輸出入計)の推移と地域別割合 (IMF資料)

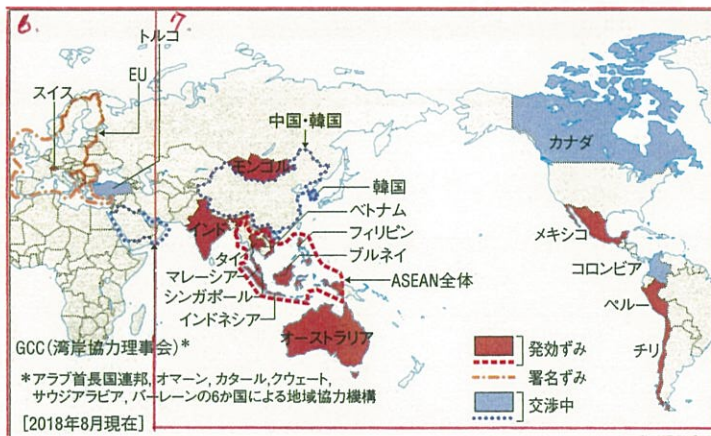
番号

原文

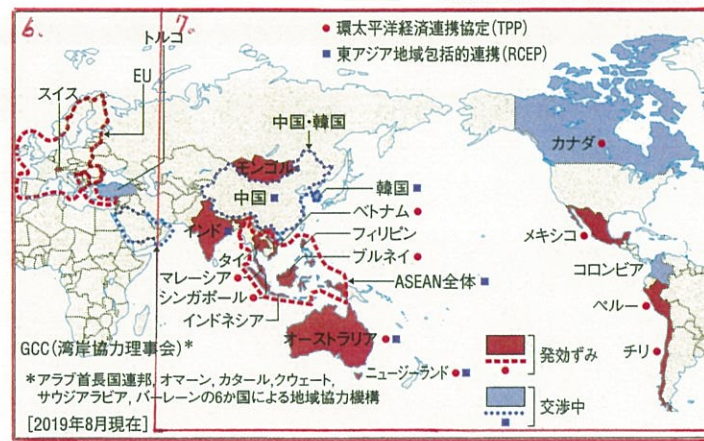
訂正文

6  
7

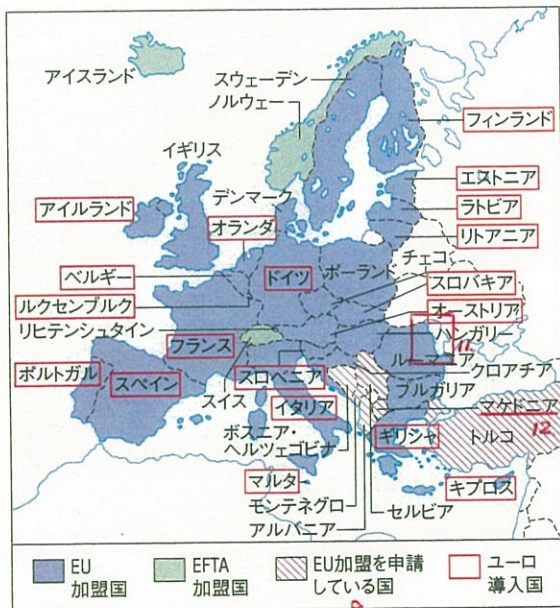
④日本とEPAの締結または交渉をしている国・地域



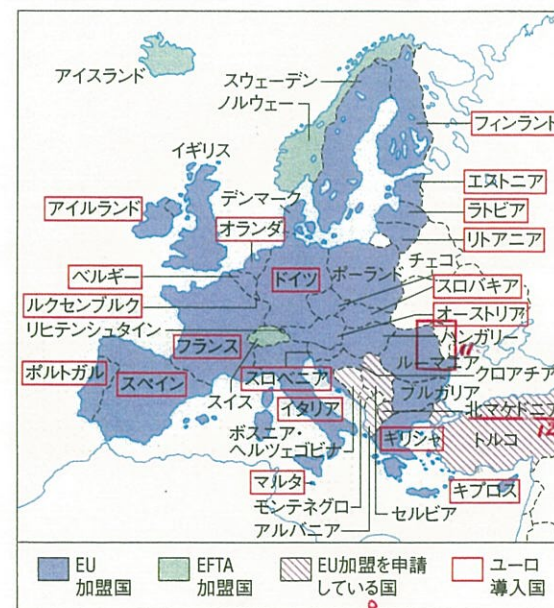
④日本とEPAの締結または交渉をしている国・地域



8  
11  
12



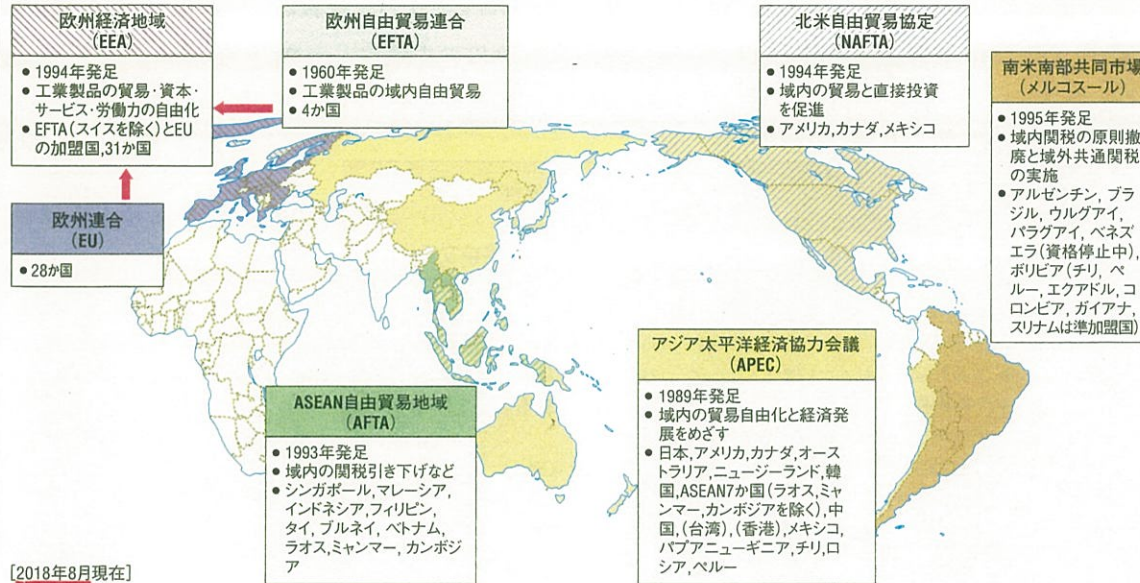
①ヨーロッパの地域統合(2018年8月現在)



①ヨーロッパの地域統合(2019年10月現在)

和維持のための活動なども行っている。

⑤世界のおもな地域経済統合

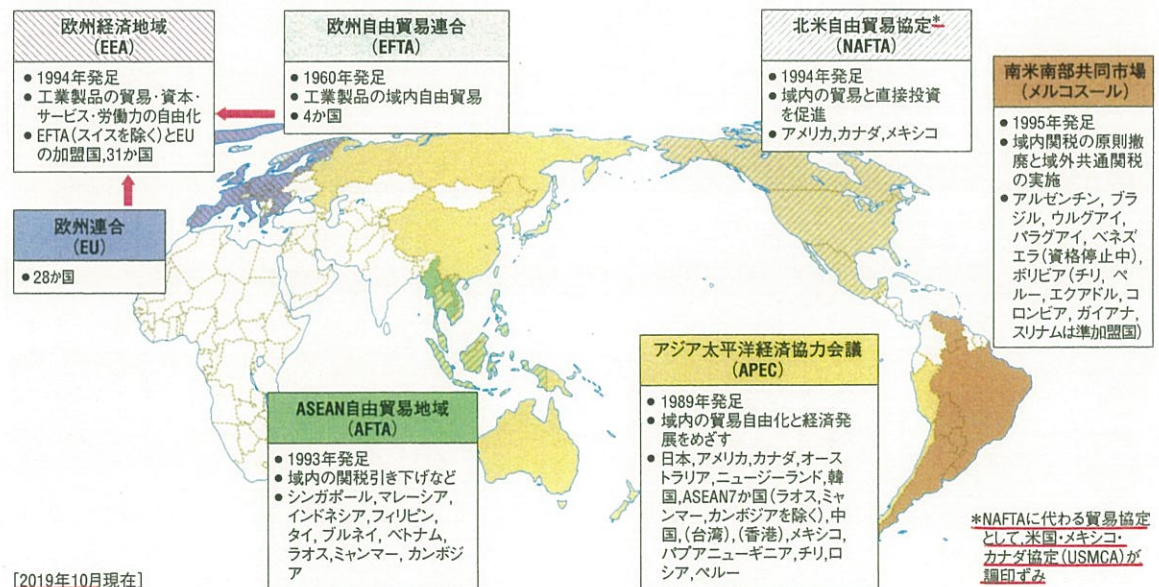


[2018年8月現在]

9

和維持のための活動なども行っている。

⑤世界のおもな地域経済統合



[2019年10月現在]

番号

原文

訂正文

10

	<ul style="list-style-type: none"> <li>12 自民党中心の連立政権成立</li> </ul>		「ブザーバー国家」に昇格
13	<ul style="list-style-type: none"> <li>7 TPP交渉に正式参加</li> <li>12 特定秘密保護法成立</li> </ul>	安倍晋三 2012.12~	<ul style="list-style-type: none"> <li>11 イラン核開発問題、計画縮小で合意</li> </ul>
14	<ul style="list-style-type: none"> <li>4 消費税8%に引き上げ</li> <li>7 「集団的自衛権」の行使容認を閣議決定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>3 ロシア、クリミア半島(ウクライナ)の編入を宣言</li> </ul>
15	<ul style="list-style-type: none"> <li>6 選挙権年齢、18歳以上に引き下げ</li> <li>9 安全保障関連法成立</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>7 アメリカとキューバ、国交回復</li> <li>12 パリ協定採択</li> <li>12 アジアインフラ投資銀行(AIIB)発足</li> </ul>
16	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 マイナンバー制度発足</li> <li>2 TPP調印</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>6 イギリス、国民投票でEU離脱派が賛成多数</li> </ul>
17	<ul style="list-style-type: none"> <li>6 「テロ等準備罪」を新設する改正組織犯罪処罰法成立</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>1 米でトランプ大統領就任</li> <li>7 核兵器禁止条約、国連総会で採択</li> </ul>
18	<ul style="list-style-type: none"> <li>3 TPP (TPP11協定)調印</li> <li>6 成年年齢、18歳に引き下げ</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>6 米朝首脳初会談</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>12 自民党中心の連立政権成立</li> </ul>		「ブザーバー国家」に昇格
13	<ul style="list-style-type: none"> <li>7 TPP交渉に正式参加</li> <li>12 特定秘密保護法成立</li> </ul>	安倍晋三 2012.12~	<ul style="list-style-type: none"> <li>11 イラン核開発問題、計画縮小で合意</li> </ul>
14	<ul style="list-style-type: none"> <li>4 消費税8%に引き上げ</li> <li>7 「集団的自衛権」の行使容認を閣議決定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>3 ロシア、クリミア半島(ウクライナ)の編入を宣言</li> </ul>
15	<ul style="list-style-type: none"> <li>6 選挙権年齢、18歳以上に引き下げ</li> <li>9 安全保障関連法成立</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>7 アメリカとキューバ、国交回復</li> <li>12 パリ協定採択</li> <li>12 アジアインフラ投資銀行(AIIB)発足</li> </ul>
16	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 マイナンバー制度発足</li> <li>2 TPP調印</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>6 イギリス、国民投票でEU離脱派が賛成多数</li> </ul>
17	<ul style="list-style-type: none"> <li>6 「テロ等準備罪」を新設する改正組織犯罪処罰法成立</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>1 米でトランプ大統領就任</li> <li>7 核兵器禁止条約、国連総会で採択</li> </ul>
18	<ul style="list-style-type: none"> <li>3 TPP (TPP11協定)調印</li> <li>6 成年年齢、18歳に引き下げ</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>6 米朝首脳初会談</li> </ul>
19	<ul style="list-style-type: none"> <li>4 アイヌ民族支援法成立</li> <li>5 元号「平成」から「令和」へ</li> <li>10 消費税10%に引き上げ</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>8 INF全廃条約失効</li> </ul>